資料１－２

（案）

静岡市障がい者共生のまちづくり計画

平成30～32年

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生都市」の実現

静岡市

平成30年　月

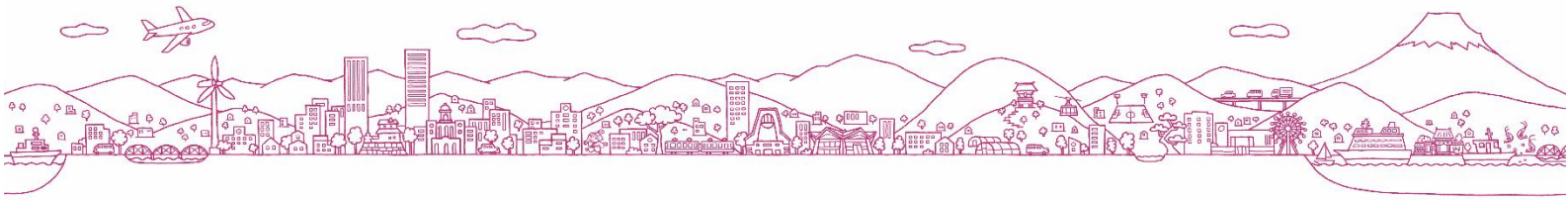

目　次

第１章　計画策定に係る基本的事項

１　計画策定の趣旨　・・・１
２　国の動向　・・・２
３　計画の位置づけ　・・・３
４　計画の対象　・・・４
５　計画の期間　・・・４

第２章　静岡市の障がい者施策等の状況

１　前計画の効果測定　・・・５
２　障害者手帳交付者数等の状況　・・・７
３　市民アンケート調査の結果【概要】　・・・１２
４　本計画を効果測定する成果目標の設定　・・・１４

第３章　計画の目指す方向性

１　基本理念　・・・１７
２　基本目標　・・・１８
３　施策の体系　・・・１９

第４章　分野別の施策について

１　権利擁護・理解促進　・・・２２
２　生活支援　・・・２８
３　医療・保健　・・・３９
４　生活環境　・・・４１
５　子ども　・・・４６
６　雇用・就労　・・・５２
７　社会参加　・・・５６

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について　・・・６１

PDCAサイクルによる計画の推進　・・・６３

障がい者福祉施策に関係する会議体　・・・６４

障害(児)福祉計画に係る取組み 掲載ページ早見表

サービス等の種類		ページ
訪問系	居宅介護	33
	重度訪問介護	33
	同行援護	43
	行動援護	43
日中活動系	生活介護	33
	自立訓練（機能訓練）	33
	自立訓練（生活訓練）	34
	就労移行支援	53
	就労継続支援（Ａ型）	54
	就労継続支援（Ｂ型）	54
	就労定着支援	53
	療養介護	39
	短期入所（福祉型）	34
	短期入所（医療型）	34

サービス等の種類		ページ
居住支援	自立生活援助	31
	共同生活援助	42
	施設入所支援	31
相談支援	計画相談支援	29
	地域移行支援	31
	地域定着支援	31

サービス等の種類		ページ
障害児支援	児童発達支援	47
	医療型児童発達支援	47
	放課後等デイサービス	47
	保育所等訪問支援	47
	居宅訪問型児童発達支援	47
	福祉型障害児入所施設	48
	医療型障害児入所施設	48
	障害児相談支援	29
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	48
発達障害者等	発達障害者地域支援協議会の開催	29
	発達障害者支援センターによる相談支援	29
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係者への助言	29
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修啓発	29
地域生活支援事業	心のバリアフリーイベント	23
	重症心身障害児者支援人材養成事業	38
	点字講習会	24
	アイボランティア入門講座	24
	障害者相談支援事業等	29
	基幹相談支援センター等機能強化事業	29

サービス等の種類		ページ
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	26
	成年後見制度法人後見支援事業	26
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	26
	手話通訳者設置事業	26
	日常生活用具給付等事業	37
	手話奉仕員養成研修事業	24
	移動支援事業	43
	地域活動支援センター	59
	要約筆記者養成研修事業	26
	広域・複数市町の会議等への通訳者派遣	26
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣	26
	福祉ホームの運営	42
	訪問入浴サービス	34
	手話講習会・生涯学習会	24
	日中一時支援	57
	発達障害者支援体制整備	38
	精神退院支援体制確保	31
	スポーツ教室・大会・交流強化	57
	点字広報・声の広報	60
	運転免許取得・改造費補助	43
	虐待防止対策支援	27
	盲人ホームの運営	54
	障害支援区分認定事務	11
	かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修	39
	強度行動障がい支援者養成研修事業	38

第１章　計画策定に係る基本的事項

１　計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、３年ごと定期的に見直しを行っています。

前計画までは、自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める「市町村障害者計画」と、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める「市町村障害福祉計画」を別々に策定しておりましたが、本計画からは２つの計画を一体的に策定することとしました。

また、児童福祉法が改正されたことにより、新たに、障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定めることとなった「市町村障害児福祉計画」の内容についても、本計画に含まれています。

第３次静岡市総合計画（平成27～34年度）においては、国籍・文化・性別・年齢・障がいの有無等によるちがいを認め合い、ともに助け合う「共生都市」の実現が重点プロジェクトとして掲げられています。

障がいのある人とない人の共生を推進するために、本市の障がい者福祉施策について中・長期的な見通しを立て、医療・保健、生活環境、教育、就労等、幅広い分野にまたがる課題を、確実に解決していきます。

２　国の動向

年度	近年の国の動向、背景　等
平成23	障害者基本法　改正 ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	障害者虐待防止法　施行 ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成25	障害者総合支援法　一部施行 ・障害福祉サービスの利用対象に難病が追加され、身体・知的・精神・発達障がい等とともに、生活に困難のある人に対して、谷間のない制度運営を整備 障害者差別解消法　成立（平成28年４月１日　施行） ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定
平成26	障害者権利条約　批准 ・障害者基本改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28 福祉施策の新たなステージ	障害者総合支援法　改正 児童福祉法　改正 ・障がい者が望む地域生活支援や多様化する障がい児支援ニーズへの対応の強化を図る ・平成30年度から自立生活援助や就労定着支援、外出困難な重度障がい児を対象とした居宅訪問による発達支援等のサービスを新設 ・平成30年度から「障害児福祉計画」を策定 ニッポン一億総活躍プラン　閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部　設置 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。

３　計画の位置づけ

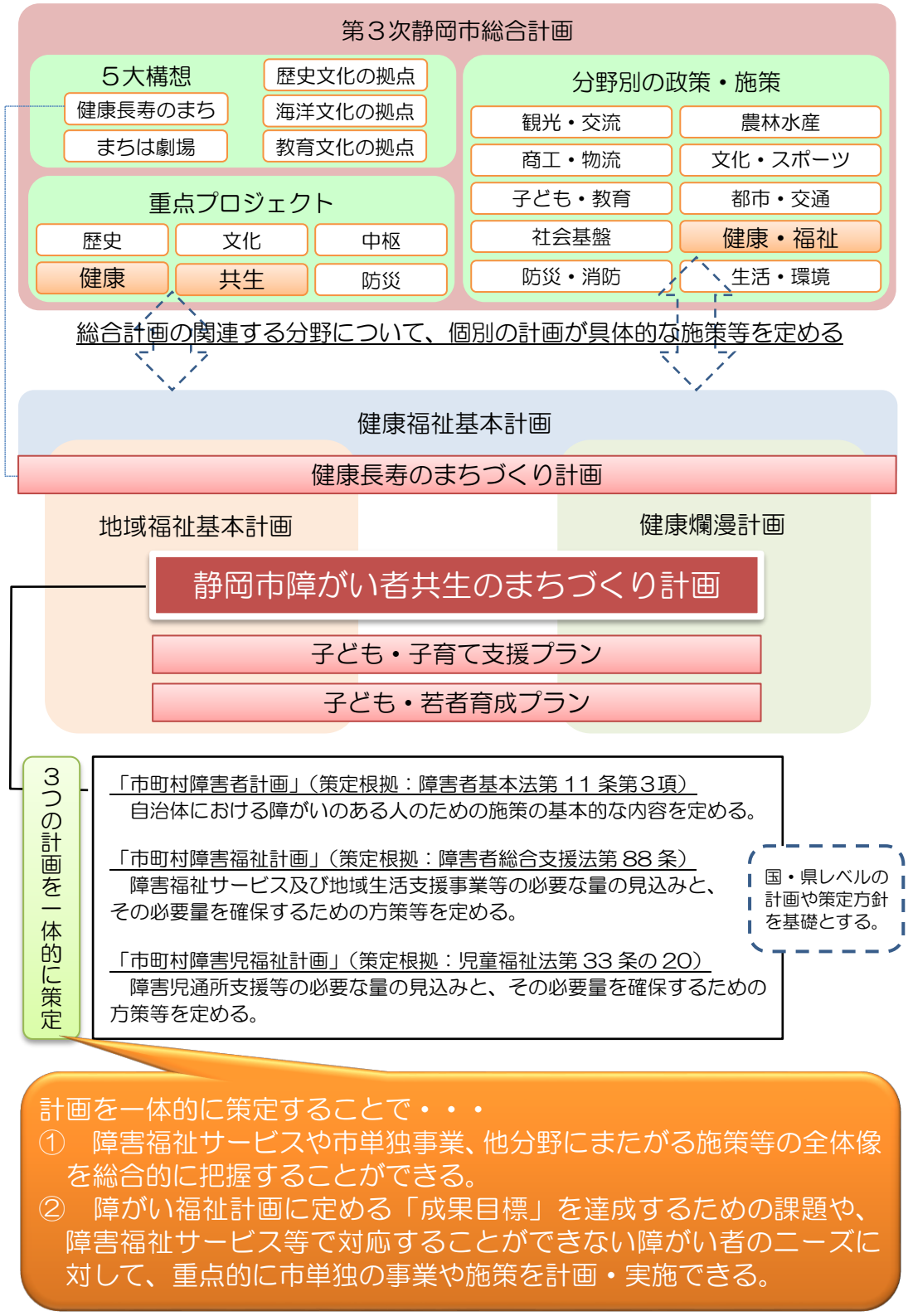
第３次静岡市総合計画
５大構想
健康長寿のまち
まちは劇場
歴史文化の拠点
海洋文化の拠点
教育文化の拠点
重点プロジェクト
歴史
文化
中枢
健康
共生
防災
分野別の政策・施策
観光・交流
農林水産
商工・物流
文化・スポーツ
子ども・教育
都市・交通
社会基盤
健康・福祉
防災・消防
生活・環境
総合計画の関連する分野について、個別の計画が具体的な施策等を定める
健康福祉基本計画
健康長寿のまちづくり計画
地域福祉基本計画
健康爛漫計画
静岡市障がい者共生のまちづくり計画
子ども・子育て支援プラン
子ども・若者育成プラン
３つの計画を一体的に策定
「市町村障害者計画」（策定根拠：障害者基本法第 11 条第３項）
自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める。
「市町村障害福祉計画」（策定根拠：障害者総合支援法第 88 条）
障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。
「市町村障害児福祉計画」（策定根拠：児童福祉法第 33 条の 20）
障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。
国・県レベルの計画や策定方針を基礎とする。
計画を一体的に策定することで・・・
① 障害福祉サービスや市単独事業、他分野にまたがる施策等の全体像を総合的に把握することができる。
② 障がい福祉計画に定める「成果目標」を達成するための課題や、障害福祉サービス等で対応することができない障がい者のニーズに対して、重点的に市単独の事業や施策を計画・実施できる。

４　計画の対象

○　この計画の対象は、障がいの有無に関わらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。

○　この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」

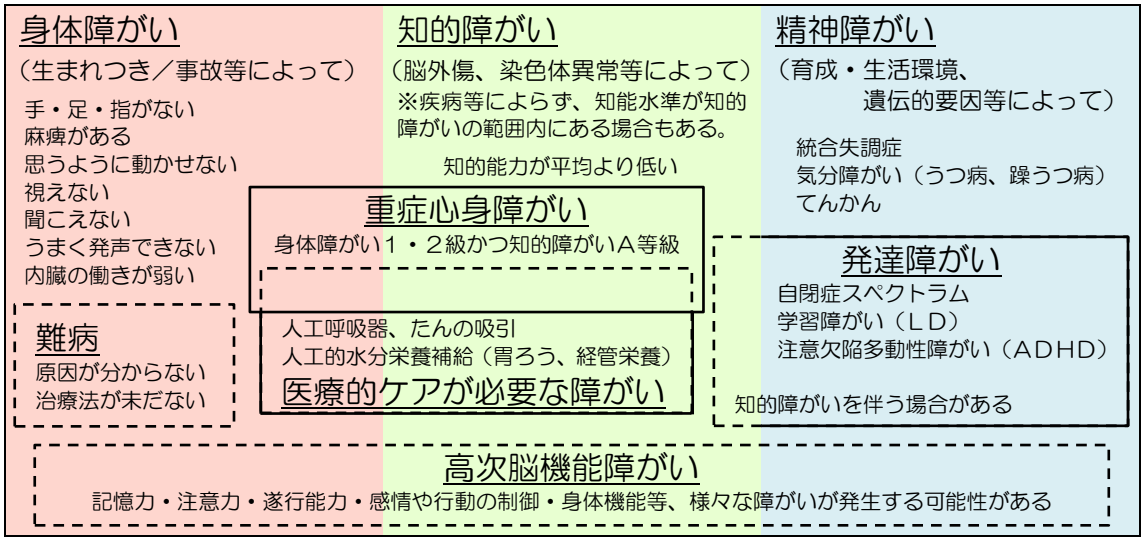

５　計画の期間

○　本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの３年間とする。

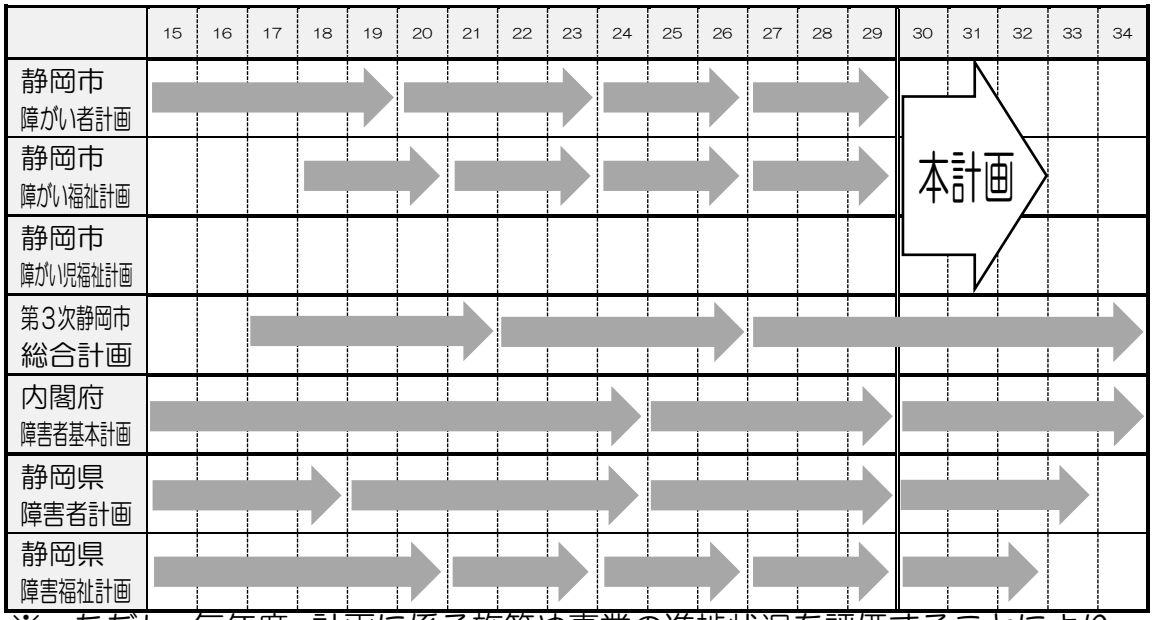

※　ただし、毎年度、計画に係る施策や事業の進捗状況を評価することにより、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第２章　静岡市の障がい者施策等の状況

１　前計画の効果測定

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る平成27年度から29年度までの３年間における目標を下表のとおり定めました。

項目	目標値	28 年度 実績	
【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数※	58 人	40 人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	16 人減	22 人減	達成見込
【成果目標２】入院中の精神障がい者の地域生活への移行			
(1)入院後３か月以内に退院できる人の割合	64%	66.4%	達成見込
(2)入院後１年以内に退院できる人の割合	91%	90.7%	達成困難
(3)１年以上の長期に渡り在院している人の減少割合	18%減	５%減	達成困難
【成果目標３】地域生活支援拠点等の整備			
拠点の整備箇所数	１ヶ所	１ヶ所	達成見込
【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	143 人	72 人	達成困難
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	178 人	172 人	達成見込
(3)就労移行率が３割以上の就労支援事業所の割合	50%	27%	達成困難

※　自宅で家族が支援することが困難になり、入所施設を利用する場合が多いため、「入所施設から地域での生活に移行する」というのは、共同生活援助の利用もしくは、在宅サービスを利用しながらの一人暮らしに移行することを想定していますが、計数上は、入所施設から自宅へ戻る人数も含まれます。

【成果目標１】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

⑴施設入所から自宅等での生活に移行した人数は、28 年度末で 40 人いますが、現入所者の状態等から、目標値まであと 18 人の移行は困難であると見込みました。

また、28 年度中に入所した人のうち７人は、一旦は地域生活に移行したものの、介助者（親）の高齢化等、家庭の事情による再入所でした。

⑵入所施設を利用する人の減少数は目標を達成する見込みですが、静岡市が支給決定し、市外の施設に入所していた方が亡くなられたことによる減少であると思われ、市内の施設における入所者は減少していません。

地域生活に移行する人を増やすには、入所施設での支援と同程度の支援が地域でも提供できるよう、重度の障がい者にも対応することができる訪問系サービス、共同生活援助、生活介護等の充実を図る必要があります。

【成果目標２】「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について

「入院後 3 か月以内に退院できる人の割合」については達成見込ですが、「入院後 1 年以内に退院できる人の割合」及び「1 年以上の長期に渡り在院している人の減少割合」については達成が困難であると見込みました。

退院促進には、対象者の意欲喚起・自信獲得を図るため、各区相談支援事業所に配置した専任相談員による退院支援（かかわり）を図りながら、あわせて支援者の連携強化を目的とした地域移行支援体制の整備を図る必要があります。

【成果目標３】「地域生活支援拠点等の整備」について

地域生活支援拠点に必要な５つの機能（「相談支援」「緊急時の受入れ」「体験の機会・場」「専門性」「地域の体制づくり」）を備えるよう、１つの施設を中心に、委託相談、特定相談事業所、発達障がいや就労支援等に関する専門相談機関及び各種障害福祉サービス事業所をネットワークで結び、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくり（面的整備）を行いました。

【成果目標４】「福祉施設から一般就労への移行等」について

⑵就労移行支援事業所を利用する人数については、増加傾向にあるため目標値を達成する見込みですが、⑴一般就労できた人数は 72 人にとどまり、⑶就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所の割合は全体の 27%で、目標の達成は困難であると見込みました。

就労移行支援事業所での訓練を通じて、規則正しい生活習慣が身についたり、障がいの症状が改善したりといった成果は得られるものの、基本的な就労能力が必ずしも向上するものではないため、雇用する側からも、障がい者を職場に受け入れ支援する体制作りや、障がい者の能力や障がいの状態に応じた業務の切り出し等に積極的に取り組むよう、働きかける必要があります。

２　障害者手帳交付者数等の状況

（１）障害者手帳交付者数の推移

○　障害者手帳交付者数は増加しており、平成28年度末時点で市内に34,739人います。

○　身体障害者手帳の交付者は、平成26年度末時点で市内に24,635人いましたが、その後減少傾向に転じています。

○　近年、療育手帳の交付者数は年間100～150人程度、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年間200～300人程度ずつ増加しています。

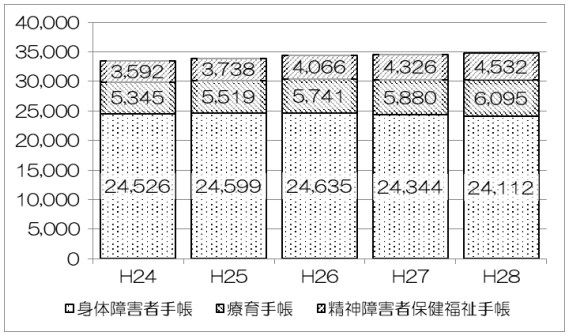

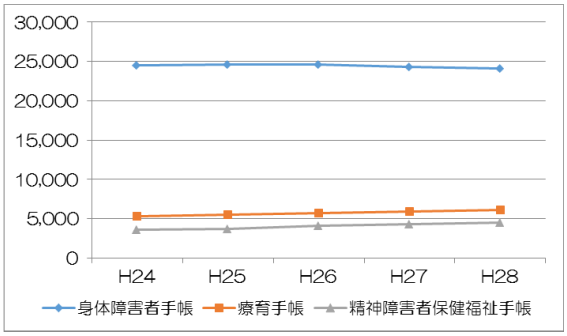

（２）身体障害者手帳交付者の状況

○　肢体不自由による手帳交付者が約半数を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。

○　肢体不自由による交付者は近年減少傾向にあり、内部障がいによる交付者は増加傾向にあります。

○　等級別では、最も等級の低い６級の交付者が微増しています。

○　年齢別では、65歳以上の交付者が７割以上です。

【障がい種別】

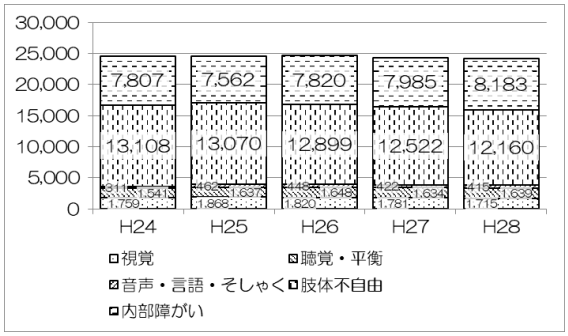

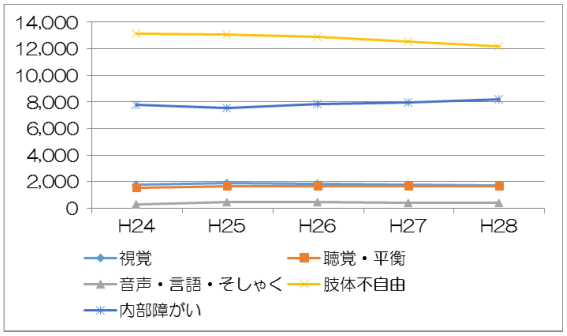

【等級別】

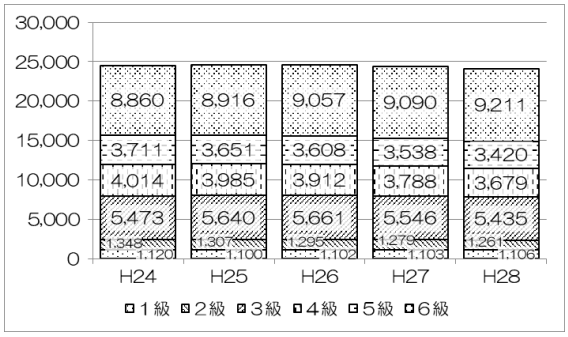

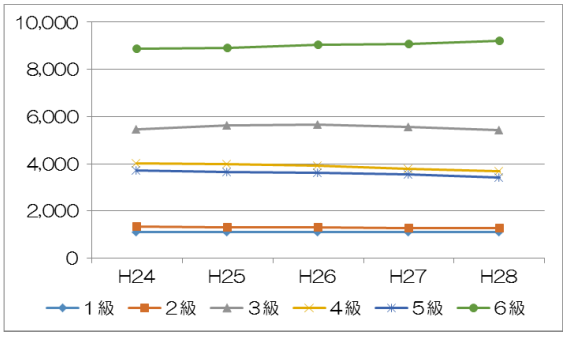

【年齢別】

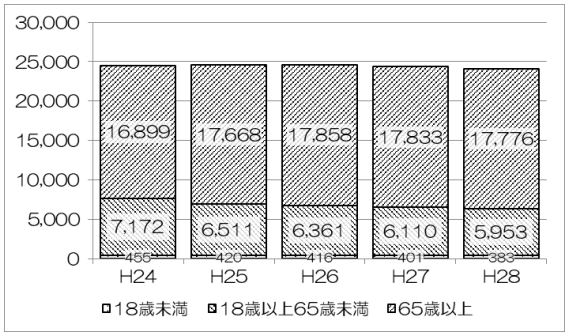

（3）療育手帳交付者の状況

○　重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。

○　手帳交付者の約３割は18歳未満です。

【等級別】

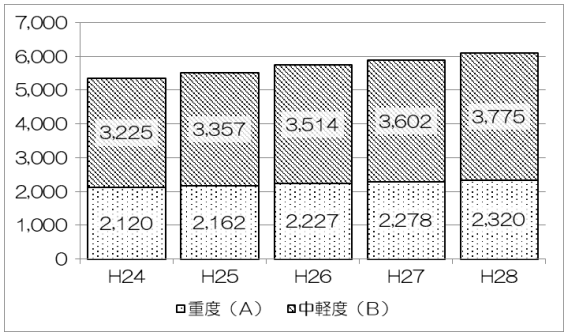

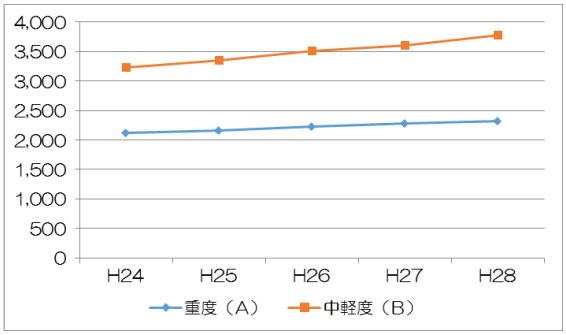

【年齢別】

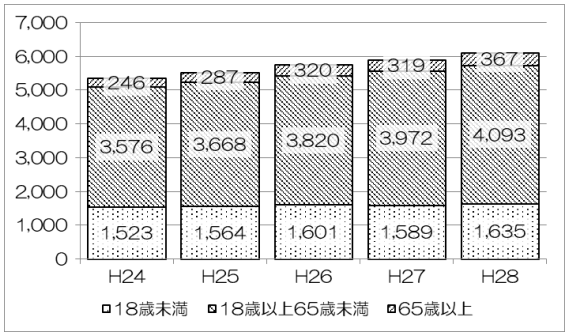

（４）重症心身障がい児者の状況

○　市内には重症心身障がい児者が約500人います。

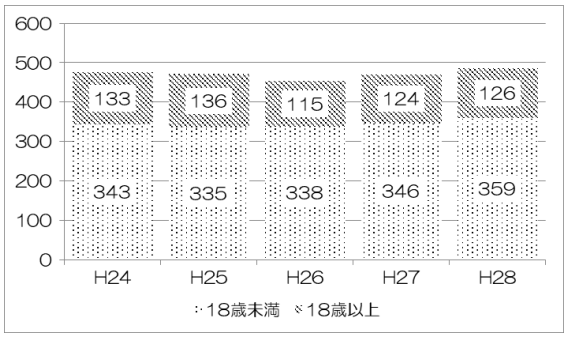

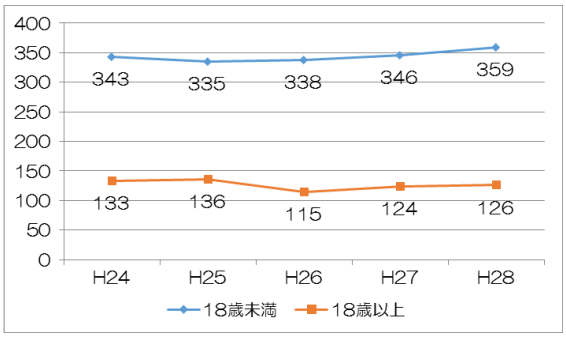

※　「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の１級又は２級の手帳と、重度（A）の療育手帳の両方を交付されている人です。

（５）精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

○　いずれの等級においても手帳交付者は増加していますが、１級は全体の１割未満で、２級が約半数を占めています。

○　精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約２倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

【等級別】

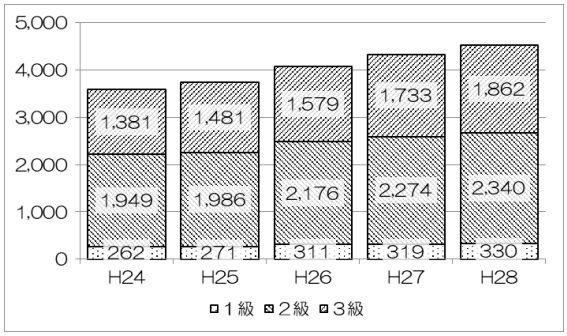

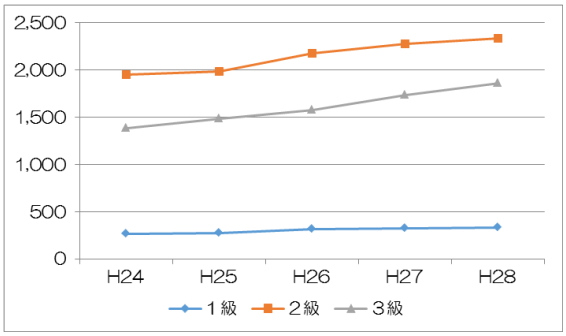

【精神通院医療費助成受給者数との関係】

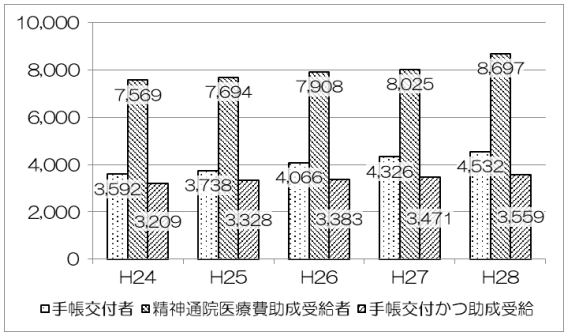

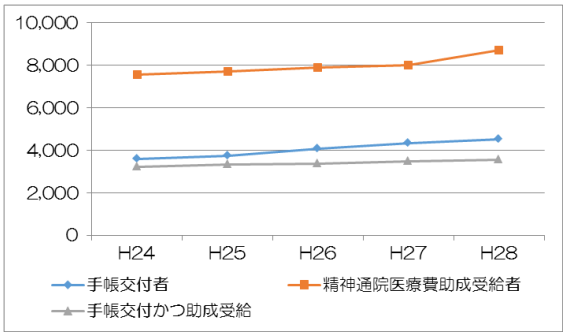

（６）通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

○　市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加しています。

【小学校】

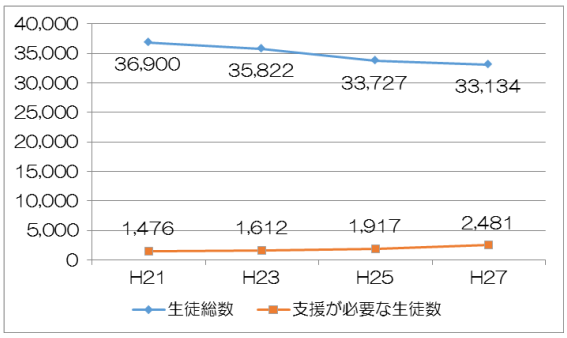

【中学校】

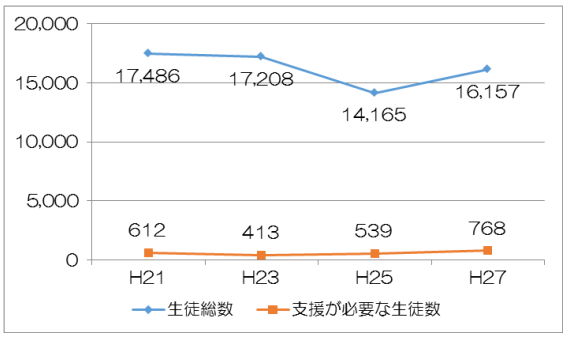

※　「特別な教育的支援を必要とする」とは、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があることで、該当する児童・生徒を、学校ごとに把握しています。

（７）特定医療（指定難病）受給者の状況

○　障害者総合支援法の対象となる難病は、平成29年４月１日から対象となるものが332種類から358種類に拡大され、独自に対象としているものも29種類あります。

○　特定医療（指定難病）の受給者数で見ると、市内の難病患者は増加しています。

【障害者総合支援法の対象となる難病】

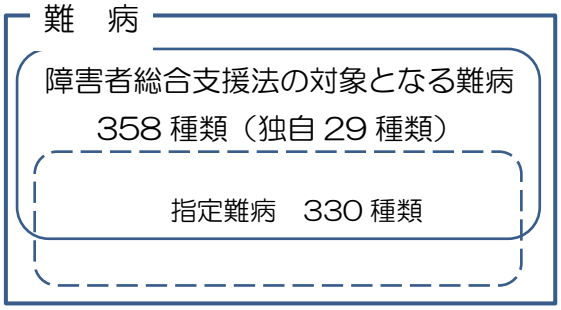

【特定医療（指定難病）受給者数の推移】

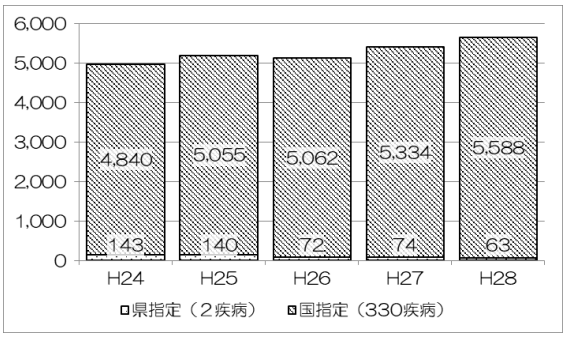

（８）障害福祉サービスの利用状況

○　手帳交付者数に対する障害福祉サービスの利用者数の割合は２割弱ですが、増加しています。

○　居宅介護、放課後等デイサービス、就労継続支援Ａ型の利用者の増加が際立っています。

【支給決定者数の推移】

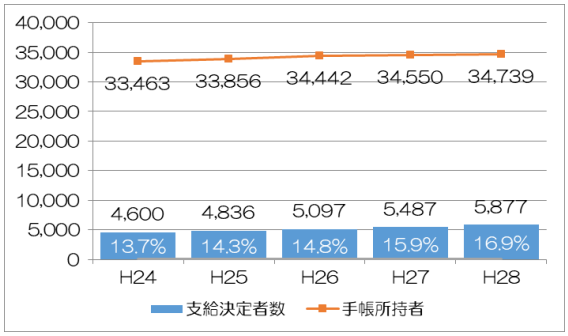

【サービス別の支給決定者数の推移】

（支給決定人数200人以上）

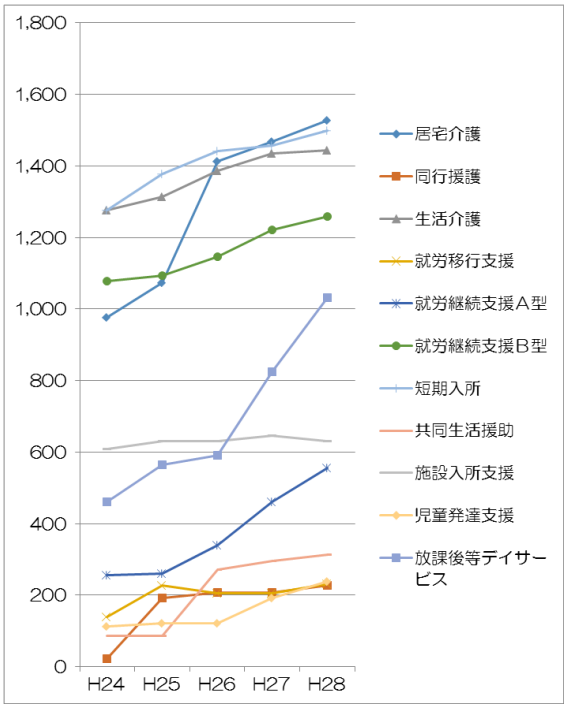

（支給決定人数200人未満）

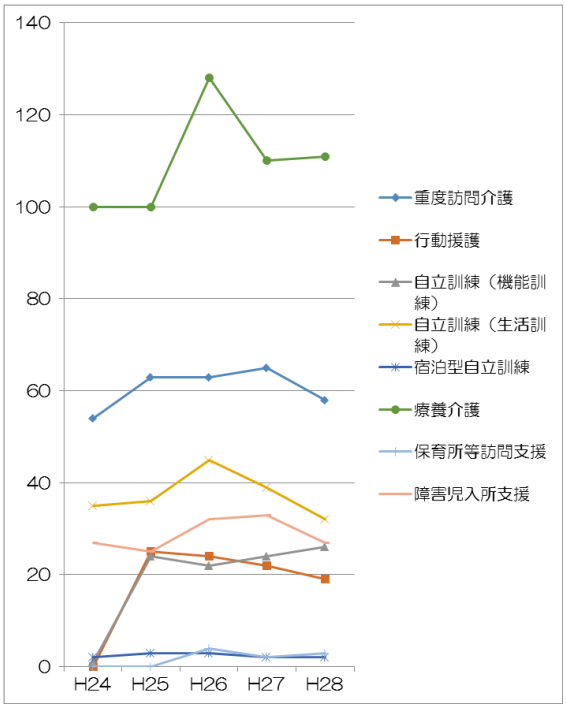

３　市民アンケート調査の結果【概要】

「平成 28 年度障がい福祉に関する市民アンケート調査」より
調査期間：H28.12.16（金）から H29.1.6（金）まで
調査対象：市内にお住まいの障がいのある人 5,000 人、障がいのない人 3,000 人
有効回収：障がいのある人 2,229 票（44.6%）、障がいのない人 1,138 票（37.9%）

（１）共生・理解促進に関して

① 地域における「共生」が進んでいると感じますか？

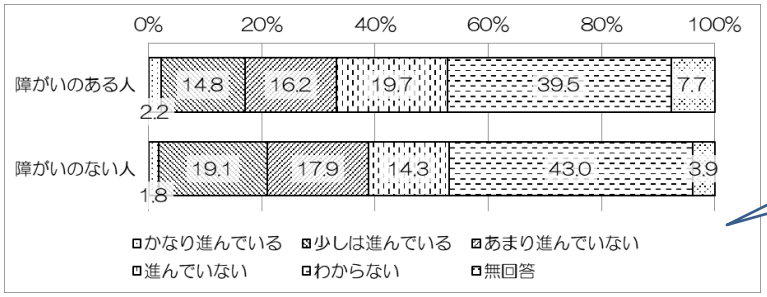

地域における共生が進んでいると感じている人は、障がいのある人もない人も20%に達しません。

② 障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？

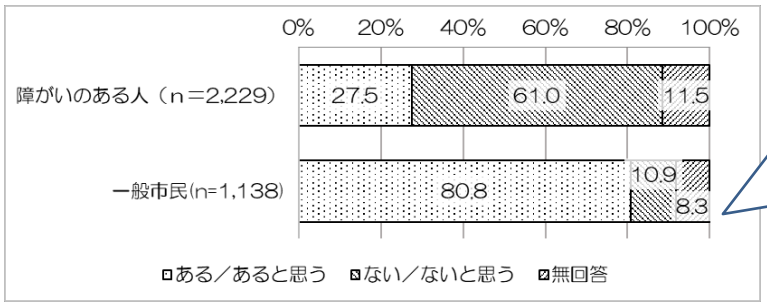

障がいのある人よりもない人の方が、差別や偏見があると感じています。
平成 29 年度「障害者に関する世論調査（内閣府）」でも、差別や偏見があると思う人は 83.9%いました。

（２）障害福祉サービス等の利用について

サービスを希望通りに利用できていますか？

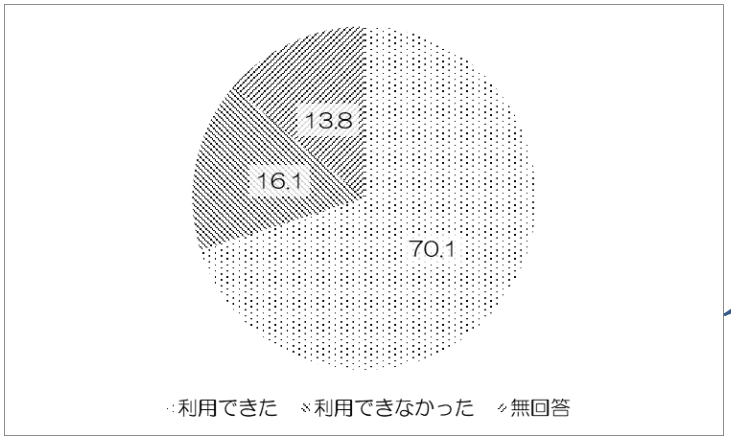

障害福祉サービスを利用する人の 70%は希望通りに利用できていますが、希望通りに利用できなかったと感じている人も 16%程度います。

希望通りに利用できなかったサービスや主な要因

- 居宅介護を利用したかったが、ヘルパーを確保できなかった。
- 短期入所を利用したかったが、空いている事業所を見つけられない。
  また、サービスの質に不安があるので利用しなかった。
- 医療的ケアや強度行動障がいに対応できる事業所がなかった。

（3）障がい者に必要な支援について

障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？

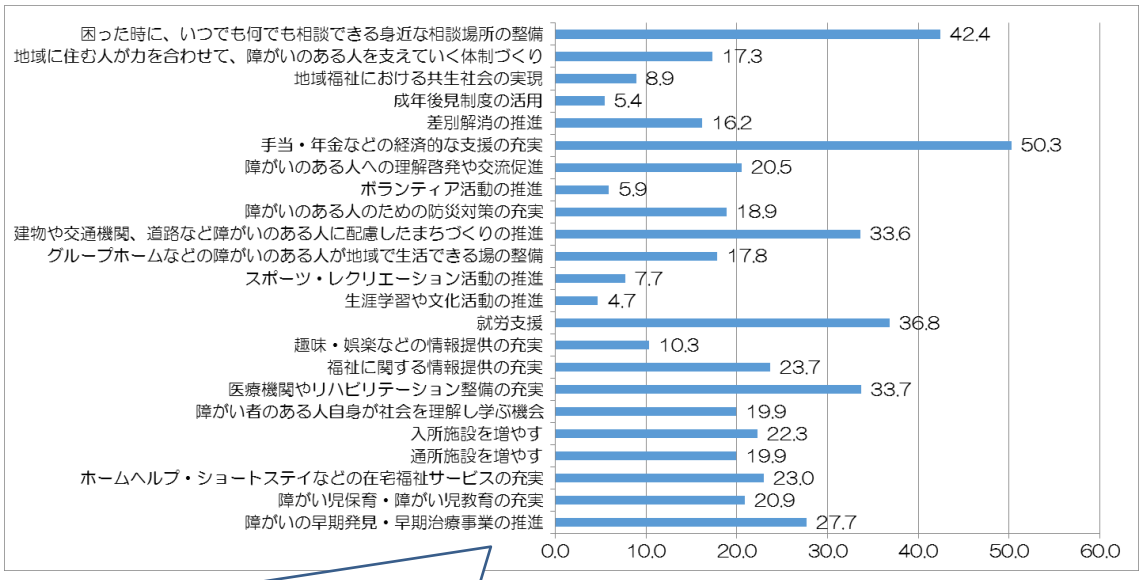

経済的な支援、身近な相談場所の整備、就労支援、医療やリハビリの充実、障がいに配慮したまちづくり、障がいの早期発見・早期治療の推進等に意見が集中しました。

（4）障がいのある児童について

保護者が困ることはどのようなことですか？

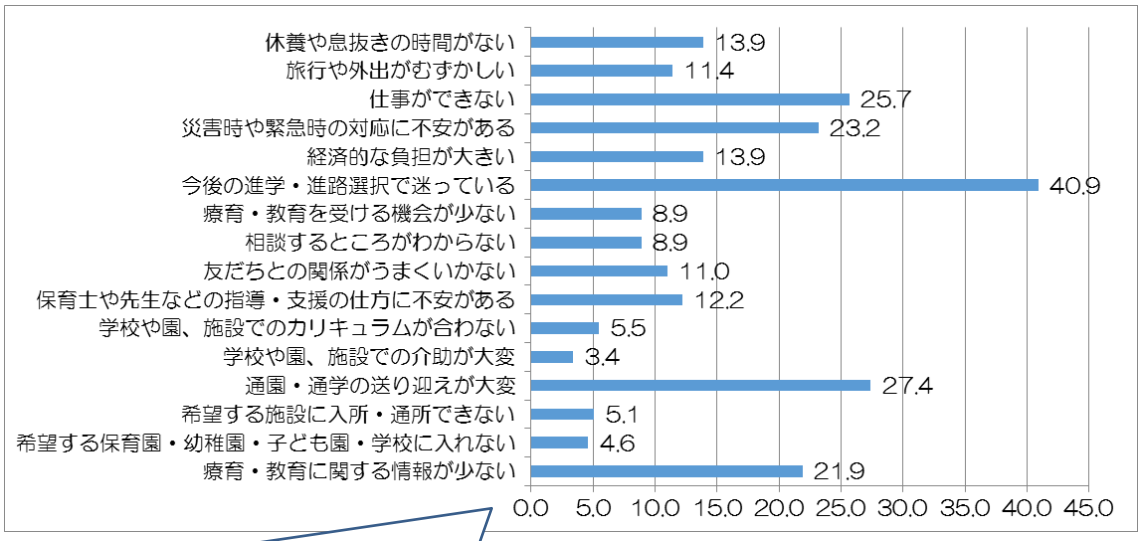

進学・進路の選択、通園や通学の送り迎えの負担と、それに伴って休養や息抜き、仕事をする時間が確保できないこと、障がいの児童に対する療育や教育に関する情報が少ないこと等に意見が集中しました。

市民アンケート調査の詳細な結果は、市 HP に掲載しています。

４　本計画を効果測定する成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、平成 30 年度から 32 年度までにおける目標を下表のとおり定めます。

なお、本計画から新たに追加された成果目標があります。

項目	目標値	
	国指針	本市設定
【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	59 人	42 人
(2)入所施設を利用する人の減少数	12 人 減	20 人 減
【成果目標２】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築		
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置　新	設置	設置済み
(2)入院後３か月以内に退院できる人の割合	69%	69%
(3)入院後６か月以内に退院できる人の割合　新	84%	84%
(4)入院後１年以内に退院できる人の割合	90%	90%
(5)精神科病床における１年以上長期入院者数　新	計測中	132 人
【成果目標３】地域生活支援拠点等の整備		
拠点の整備箇所数	１ヶ所	整備済み
【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等		
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	179 人	108 人
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	207 人	227 人
(3)就労移行率が３割以上の就労支援事業所の割合	50%	50%
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から１年後の職場定着率　新	80%	80%
【成果目標５】障害児支援の提供体制の整備等　新		
(1)児童発達支援センターの箇所数　新	１ヶ所	２ヶ所
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数　新	１ヶ所	２ヶ所
(3)-1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数　新	１ヶ所	８ヶ所
(3)-2 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数　新	１ヶ所	６ヶ所
(4)医療的ケアを必要する障がい児支援のための協議の場の設置（平成 30 年度末まで）　新	設置	設置

【成果目標１】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

国の基準では、入所施設から自宅等での生活に移行する人数については、平成 28 年度末時点の入所者数の９％（59 人）以上を地域生活に移行させることとなっていますが、本市が支給決定している人の状況を調査した結果、地域生活への移行を検討している人が 29 人、重度の障がい者にも対応することができる訪問系サービス、共同生活援助、生活介護等の充実が図られれば、地域生活への移行を検討する可能性がある人が 13 人、合わせて 42 人であったため、これを目標値としました。

入所施設を利用する人の減少数については、施設入所支援の利用者数の推移から 20 人の減少を見込み、これを目標値としました。

目標達成に向けた取組み

社会福祉施設等施設整備補助を活用し、地域生活に移行した際の居住の場となる共同生活援助や、入所施設を利用していた比較的重度の障がい者にも対応することができる生活介護等が充実するよう支援していきます。(62 ページ)

給付費による運営の難しさから民間の参入が進まないサービスについては、持続可能な事業運営の在り方を研究するとともに、必要な支援策の検討を行っていきます。(63 ページ)

また、在宅や外出時におけるサービス利用のニーズの増加に対応するよう、介護職員初任者研修の受講に対する助成金の支給を行い、従事者の確保に取り組みます。(38 ページ)

【成果目標２】「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について

静岡市障害者自立支援協議会・地域移行支援部会等を通じて、引き続き検討を行うとともに、地域で精神障がい者を受け入れる体制を整備・強化していきます。

地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成 32 年度末までに、入院後３か月時点の退院率は 69%以上、入院後６か月時点の退院率は 84%以上、入院後１年時点の退院率は 90%以上とすることを成果目標として設定しました。

目標達成に向けた取組み

相談支援事業所に専任職員を配置し、精神科病院に入院している医療保護入院者の地域生活への移行を促進します。(31 ページ)

また、地域生活において精神保健医療、一般医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域住民の助け合いなどが包括的に確保された「精神版地域サポートシステムの構築」と、「静岡型地域包括ケアシステムへの融合」を目指して取り組んでいきます。(31 ページ)

【成果目標３】「地域生活支援拠点等の整備」について

平成 29 年度に地域生活支援ネットワークの中心となる施設の整備を完了し、30 年度以降は、ネットワークの調整役となるコーディネーター配置し、地域全体で障がい者を支える体制を構築していきます。(35 ページ)

【成果目標４】「福祉施設から一般就労への移行等」について

就労移行支援事業所を利用する人数については、利用者数の推移から 227 人まで増加すると見込みました。

就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数については、国基準では、平成 28 年度中に一般就労した人数の 1.5 倍の人数に、前計画期間中の目標値と実績値の差の人数を加えた人数を、32 年度中に一般就労させることとなっていますが、現状の移行率を鑑みて、前計画期間中の目標値と実績値の差の人数は考慮せず、目標値を設定しました。

就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所の割合については、国基準と同じく 50%を目標値としました。

就労定着支援を利用する人の支援開始から１年後の職場定着率については、国基準と同じく 80%を目標値としました。就労定着支援は、30 年度から新設されるサービスです。

目標達成に向けた取組み

企業の障がい者雇用、および障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりを促すために、精神・発達障がいに関する正しい知識・理解の浸透を図り、職場での応援者を育てる講座を開催するなどの働きかけをハローワークと連携して行っていきます。(53 ページ)

就労定着支援は新設サービスであるため、ニーズに応じて実施事業者を確保しなければなりません。サービスを提供する上での課題については、障害者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、状況を確認しながら対策を検討していきます。(64 ページ)

【成果目標５】「障害児支援の提供体制の整備等」について

児童発達支援センターの箇所数については、国基準では１ヶ所となっていますが、計画期間中に１ヶ所整備する予定であり、既存のセンターと合わせて２ヶ所を目標値としました。

保育所等訪問支援の実施箇所数については、現状児童発達支援センターでのみ実施されているため、２ヶ所を目標値としました。

平成 28 年度末時点で、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所は６ヶ所、放課後等デイサービスは６ヶ所あり、現時点での整備予定等を考慮し、目標値を設定しました。

医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場については、30 年度末までに設置する予定です。

第３章　計画の目指す方向性

１　基本理念

本市の障がい者福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

「共生都市」の実現は、本市のまちづくりにおける６つの重点プロジェクトのうちのひとつで、障がいの有無・国籍・文化・性別・年齢等の違いを認め合い、「和の精神（＝人々がお互いに親しみを持って、助け合い、他人のことを思いやる心）」を持ってつながり、共に暮らすまちであることを目指しています。

また、障害者基本法第１条には、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生都市」の実現を目指します。

２　基本目標

○　基本理念に基づき、障がい者福祉施策を検討する上での基本的な視点を「基本目標」として次の３つのとおり定めます。

（１）障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

（２）社会生活におけるアクセシビリティを向上させること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

（３）多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、施策も多様化し、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

※　「地域共生社会」を実現するよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが市町村の役割として位置づけられたことから、計画する施策を実行するとともに、福祉の分野を超えた包括的な支援体制作りや、サービス提供のあり方等についても検討を進める必要があります。

「アクセシビリティ」＝「利用のしやすさ」

例えば・・・

○　道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。

○　視えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。

○　サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。　　など

３　施策の体系

基本理念	障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現
基本目標	(1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること (2) 社会生活におけるアクセシビリティを向上させること (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

分野別の施策

【大分野】 課題を７つに分類	【小分野】 課題に対する施策の柱 下線部は、成果目標と直接的に関係する重要な柱です。
権利擁護 理解促進	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO 等による活動の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
生活支援	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保と資質の向上
医療・保健	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
生活環境	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザインの充実 (4)防災意識の向上と備えの推進 (5)災害時等における支援体制の充実
子ども	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援
雇用・就労	(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2)障がいの状況に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援
文化活動 市民生活	(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習機会の提供 (3)行政におけるアクセシビリティの向上

▷ 市の事業と法定サービスを関連付けて、障害福祉施策の全体像を把握・整理した。
▷ 法定サービスを充実させるための課題や、法定サービスが対応していない障がい者のニーズに対して、重点的に市の事業を計画・実施する。

課題解決の基礎になる。
- 障害福祉サービス
- 障害児通所支援
- 相談支援
- 地域生活支援事業　等

①法定サービスと結びつかない課題を解決する。
②法定サービスの量や質、効率性を向上させる。

具体的な取組み

法定サービス	市の事業
○心のバリアフリーイベント ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ○障害者虐待防止対策支援事業	○地域における障がいの理解促進事業 ○福祉ボランティアの育成 ○障害者差別解消法に基づく相談窓口の設置 ○静岡市障害者差別解消支援地域協議会の設置 ○市民後見人制度の実施
○障害者相談支援事業 ○計画相談支援 ○自立生活援助 ○居宅介護等　訪問系サービス ○生活介護等　日中活動系サービス ○強度行動障がい者支援施設サポート事業	○当事者同士による支え合いの推進 ○精神障がいに対応した地域サポートシステム ○地域生活支援拠点の整備 ○各種手当の給付 ○介護職員初任者研修受講就労助成
○かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修 ○療養介護	○障がい者歯科保健推進事業 ○重度障害者医療費の助成 ○指定難病医療費等の助成
○共同生活援助 ○福祉ホーム運営補助 ○同行援護 ○行動援護 ○移動支援事業	○民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用 ○市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置 ○災害時要援護者避難支援推進事業 ○福祉避難所の確保
○児童発達支援等　障害児通所支援 ○医療的ケア児支援コーディネーター ○医療的ケア児支援協議会の設置	○１歳６か月児健診と連携した早期支援体制づくり ○児童発達支援センターにおける親子教室の実施 ○特別支援連携協議会の運営
○就労移行支援等　日中活動系サービス ○就労定着支援	○精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 ○「農・福　連携」の推進 ○公共施設等を活用した自主製品の販売支援
○障害者スポーツ推進事業 ○地域活動支援センター ○点字・声の広報等の発行	○市民参加型舞台公演事業 ○障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施 ○公職選挙における障がいのある人への配慮

第４章　分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を、日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮して、７つの分野に区分しました。

分野別の施策（大分野）

- 権利擁護・理解促進　～　認め合う・守る　～
- 生活支援　～　支え合う　～
- 医療・保健　～　健康を保つ　～
- 生活環境　～　暮らす・備える　～
- 子ども　～　育てる・学ぶ　～
- 雇用・就労　～　働く　～
- 文化活動・市民生活　～　楽しむ・参加する　～

７つに区分した「分野別の施策（大分野）」の下には、「課題に対する施策の柱（小分野）」として、合わせて28の課題を解決するための取組みの方向性を設定しています。

基本理念に掲げる「共生社会」の実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策は相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。

例えば、障がいに対する理解が深まることで（権利擁護・理解促進）、障がいのある人が働きやすい（雇用・就労）、様々な社会活動に参加しやすい（文化活動・市民生活）雰囲気が市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療が充実し（医療・保健）、居住の場も充実することで（生活環境）、病院から退院できる障がいのある人が増える（生活支援）ことにつながったりという相関性が考えられます。

具体的な取組みについては、分野ごとに、①見込量やその確保のための方策等を障害(児)福祉計画に定めることとなっている障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等と、②市が独自に実施する事業等を分けて掲載しています。

1　権利擁護・理解促進　～認め合う・守る～

障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや障がいのある人のことについて、市民が理解を持っていることが大切で、「権利擁護・理解促進」分野における取組みは、他の分野別の施策を円滑に実行するためにも取り組まなければならない最も基本的な課題です。

アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で17%、障がいのない人で21%という結果でした。

まず、障がいのある人とない人の関わり合いの機会を充実させ、市民が積極的に参画する環境づくりに取り組みます。障がいのある人も、障がいのことを自ら発信していく姿勢で関わる必要があります。

また、障がいがあることが理由で不当に差別されたり、虐待を受けたりすることがないよう、障害者差別解消法などの関係法令に基づいて、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知等に努めます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1)障がいへの理解を深める活動の促進
- (2)ボランティア・NPO等による活動の促進
- (3)障がいを理由とする差別の解消
- (4)意思疎通・意思決定の支援
- (5)虐待の防止

（１）障がいへの理解を深める活動の促進

障がいとはどういう状態なのか、障がいのある人はどのようなことに困っていて、どのような支援を必要としているのか、市民の皆さんにまず知ってもらわなければなりません。

行政が主体となって、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と連携し、障がいのある人とない人のふれあいの機会等を設け、障がいについて正しい理解が持たれるよう普及啓発に取り組みます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
心のバリアフリーイベント [障害者福祉課]	障がいのある人の日常生活・社会生活における「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるためのイベントの開催等を通じて、共生社会の実現を図る。	イベント来場者数 2,200人	2,300人	2,400人

市の事業	
事業名	事業の概要
地域における障がいの理解促進事業 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	地区社協や民生委員・児童委員と連携を持ち、「障がい者について」「障害者差別解消法」を主なテーマとする講演会の開催等により、地域における障がいへの理解を促進する。
【新規掲載】 市政出前講座の実施に係る地域の障がいのある人の参画 [障害者福祉課]	市民からの要請に基づいて市政出前講座を開催し、障がい者福祉や差別解消に関する説明を行う際、障がいのある当事者に参画してもらい、当事者目線での理解啓発を行う。 また、市民に対して理解啓発ができる障がい当事者を育てる。
障がいの理解促進に関する普及啓発事業 [地域リハビリテーション推進センター] [こころの健康センター]	身体・知的・精神障がい・こころの健康等に関する理解を促進させるための普及・啓発を目的に、講演会や研修会を開催する。
学校と地域が連携した福祉教育の実施 [福祉総務課]	市社協と各学校が連携し、学校における福祉教育が推進されるよう、市社協に対し補助金を交付する。
学校におけるボランティア活動の実施 [学校教育課]	各小中学校の児童会や生徒会等が中心に、障がいをもった方々や高齢者等の福祉施設を慰問し交流活動したり、この分野での社会体験や職業体験したりすることを通して、障がい者への理解推進を図る。

（２）ボランティア・NPO等による活動の促進

障がいのある人を様々な角度から支援するためには、行政や障害福祉事業者だけではなく、市民ボランティアやＮＰＯ等の力を積極的に活用する必要があります。

入門講座の開催等により障がい者福祉の分野でボランティアとして活動してくれる人材を育成し、またNPO等の活動を支援する拠点の設置・運営を行います。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
アイボランティア入門講座 点字講習会 ［障害者福祉課］	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、アイボラコース（視覚障がいへの理解、音訳、ガイドヘルプ等についてとスポーツ体験）及び点字コース（点字の技術習得等）の講座を開催する。	講座開催回数 ２会場　各１回		
手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業 ［障害者福祉課］	聴覚障がいのある人との交流活動及びコミュニケーションを促進する手話奉仕員・要約筆記者を養成するための講座を開催する。	講座開催回数 手話通訳　１回 要約筆記　１回 講座参加者数 手話通訳　70人 要約筆記　10人		
障がいのある人のための生涯学習会 ［障害者福祉課］	難聴者・中途失聴者及び市民を対象とした初心者向け手話講習会を開催し、障がいのある人への理解を促進する。	講座開催回数 ２回 ※「家族・企業向け初めての手話講習会」「夏休み手話講習会」リニューアル予定		

市の事業	
事業名	事業の概要
市民活動センターの運営 ［市民自治推進課］	NPOの活動を通じて、障がいのある人への理解促進を図るため、障がい者団体を含む市民活動を行う団体に組織運営の指導や活動場所の提供等の中間支援を行う。 また、団体の活動紹介や交流事業により、活動の促進を図る。
地域福祉交流プラザの運営 ［福祉総務課］	地域福祉の推進のために地域福祉交流プラザを運営する。
福祉ボランティアの育成 ［福祉総務課］	地域の福祉課題を解決するための人材育成が図られるよう、養成講座の他にボランティア活動に関する調査、啓発イベントや情報誌の発行を通じた情報発信及びコーディネート等を行う市社協に対し補助金を交付する。

（３）障がいを理由とする差別の解消

平成28年４月１日から、障害者差別解消法が施行されています。

法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等と一緒に、合理的配慮のあり方等を考えます。

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規掲載】 障害者差別解消法に基づく相談窓口の設置 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	障がいを理由とする差別に関する相談に対応するため、障がい者福祉所管課を相談窓口として、助言等を行う。 また、民間事業者等が合理的配慮の提供に積極的に取り組むよう、啓発・研修を行う。
【新規実施】 静岡市障害者差別解消支援地域協議会 [障害者福祉課]	障がい福祉関係者や市内の民間事業者等で、障がいを理由とする差別の事例の共有や、合理的配慮のあり方に関する意見交換等を行う協議会を運営する。

～「静岡市障害者差別解消支援地域協議会」について～

本市の障害者差別解消支援地域協議会は、差別に係る相談への市の対応状況について意見交換を行い、事例を蓄積するとともに、合理的配慮の提供のあり方等について情報発信することで、社会的合意形成を進めていくことを目的として組織し、基本的に下図のような活動を行う。

① 障がいのある人や市内の民間事業者からの相談に、市所管課が窓口となって対応する。
② 相談内容や市の対応状況について、地域協議会に事例を共有し、障がい者団体、民間事業者、一般市民等、それぞれの立場から意見交換を行う。
③ 協議会から出された意見を相談元にフィードバックし、また市民に情報提供することで、障がい者差別の解消に係る認識を育てていく。

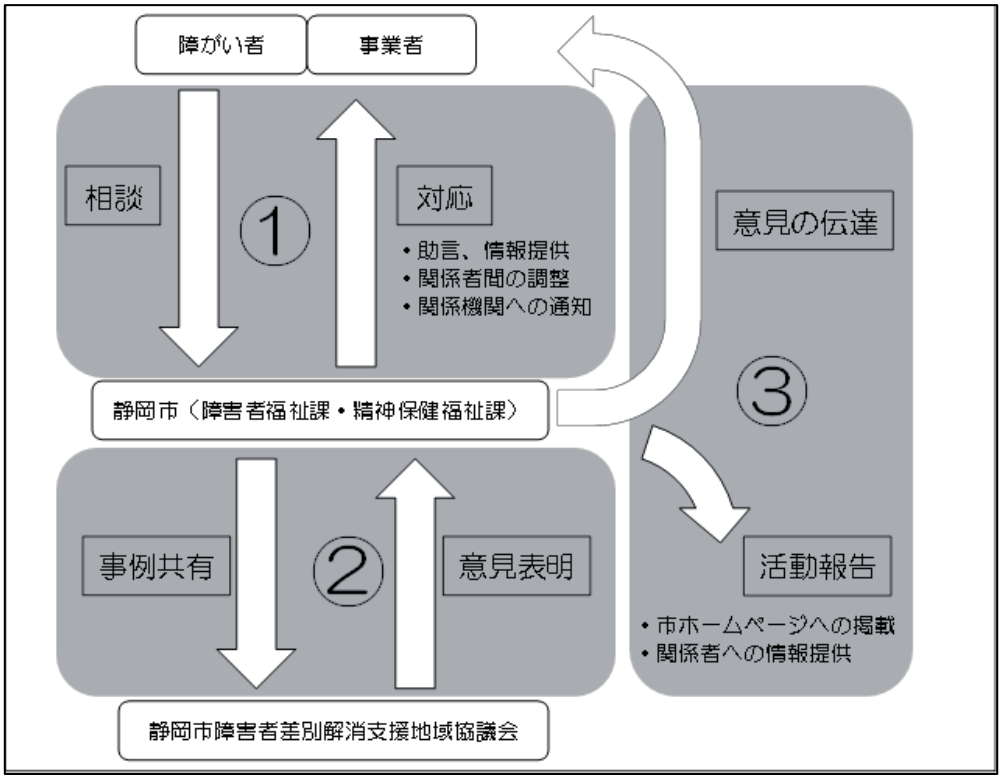

（4）意思疎通・意思決定の支援

障がいがあることによって、本人だけで意思疎通や意思決定ができないことが原因で、障がいのある人が不利益を被ること等がないよう、手話通訳者や後見人によりサポートする制度を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業 [福祉総務課] [障害者福祉課] [高齢者福祉課] [精神保健福祉課]	知的障がい、精神障がい、認知症等より財産の管理又は日常生活等に支障があると認められる人の権利を社会全体で擁護するために、成年後見制度の利用促進を図る。	市長申立件数（状態別） 認知23件 知的２件 精神１件	認知24件 知的２件 精神１件	認知25件 知的２件 精神１件
【新規掲載】 成年後見制度法人後見支援事業 [福祉総務課] [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	市民後見人の活用に関する法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。	※「市民後見人制度の実施」の一部		
手話通訳者設置事業 [障害者福祉課] [各区障害者支援課]	専任手話通訳者を市庁舎に設置し、聴覚、音声言語機能に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図る。	設置者数（各年度） ４人		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 [障害者福祉課]	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	派遣件数 1,030 件 申請に対する派遣の割合 100%		
専門性の高い意思疎通支援事業 [障害者福祉課]	専門性の高い技術を必要とする手話通訳者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣を実施する。	事業実施		

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規実施】 市民後見人制度の実施 [福祉総務課] [障害者福祉課] [高齢者福祉課] [精神保健福祉課]	市民後見人を確保・活用できる体制を整備し、地域での市民後見人の活動を推進する。 ※体制の整備・強化については、成年後見制度法人後見支援事業を活用
日常生活自立支援 [福祉総務課]	判断能力が十分でない市民に福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などのサービス援助を実施することにより、地域での自立した生活が送れるよう支援し、その権利の擁護を行う市社協に対し補助金を交付する。

（５）虐待の防止

障がいのある人が、家族や日中過ごす仕事場や施設の職員等から虐待を受けるようなことがないよう、また虐待があった場合に、早期に発見し、対応できるよう、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人に対する虐待防止の体制を整備します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
障害者虐待防止対策支援事業 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。	虐待防止センター数 １１ヶ所 虐待一時保護協定施設数 ５ヶ所 法制度周知のための研修会等の開催回数 ２回		

～障がい者虐待への対応の流れ【概要】～　養護者虐待対応の場合

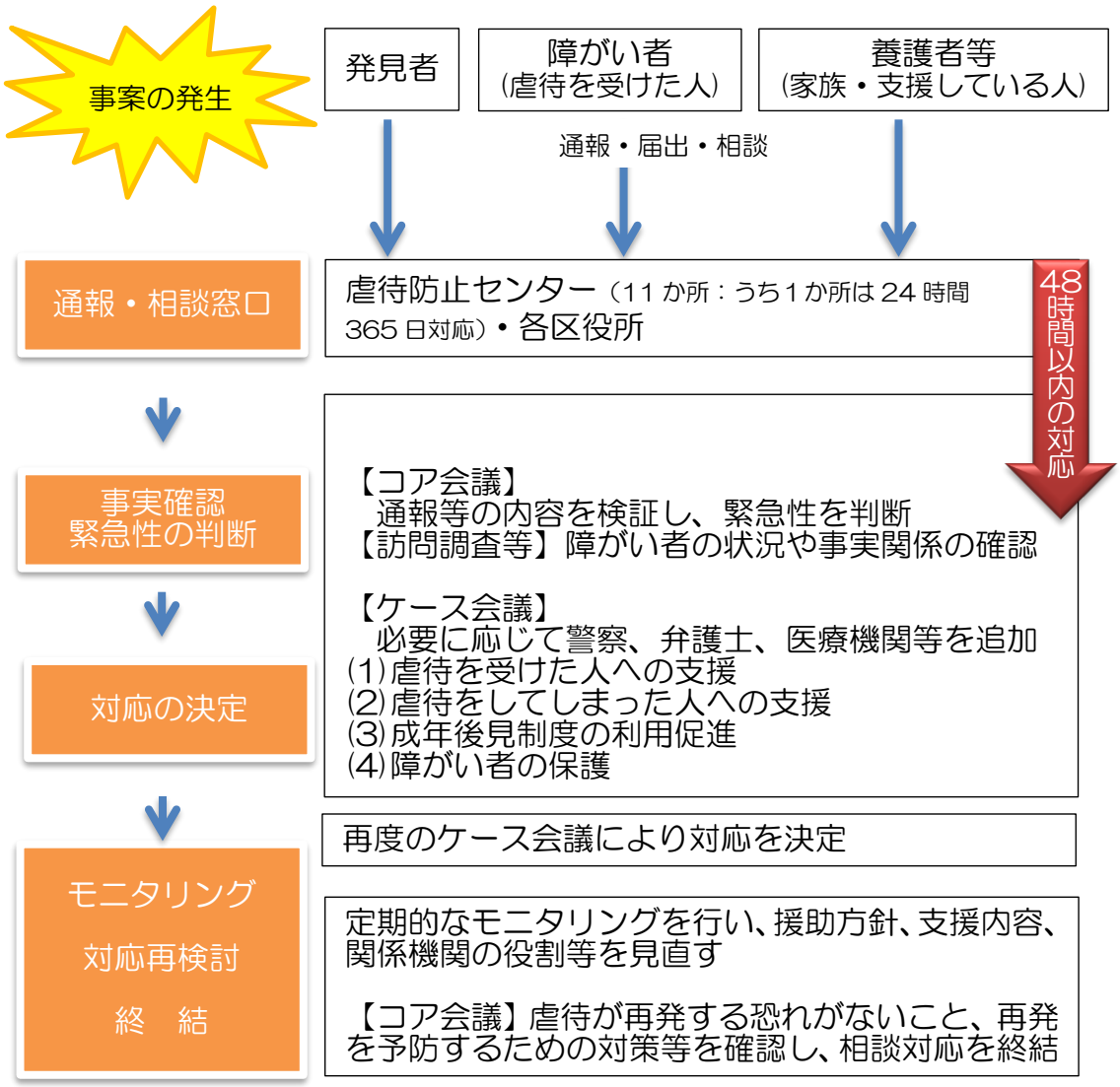

2　生活支援　～支え合う～

福祉・医療が充実してきた半面、重度障がいや高齢で障がいのある人への対応が必要になっていることや、発達障がいや難病等、障がいの範囲が拡大していること等に伴い、障がいのある人に対する支援も、ますます高度化・多様化して対応していく必要があります。

一方で、障がいのある人を介助する人は、年齢60代以上の方が多くなってきており、障がいのある子どもを高齢の親が支援する「老障介護」の状態になっているケースも増加しています。アンケート調査では、「介助をしていて困ること」として、「介助者自身の健康に不安がある」、「代わりに介助する人がいない」、「身体的・精神的な負担が大きい」などの意見が多く、支援制度を適切に活用し、障がいのある人だけでなく、障がいのある人を支援する人も支えていかなければなりません。

しかし、「人材や事業所が不足している」、「医療的ケアが必要な人や強度行動障がいのある人に十分に対応できない」等の理由により、サービスの種類によっては希望のとおりに利用できていない場合があり、事業所の整備、福祉人材の確保・養成・資質の向上等を進めていく必要があります。

また、障がいのある人からの相談への対応は、その人に最も適した支援につなげるために専門的な知識を有する人や機関が対応する体制が構築されていることが重要ですが、一方で、身近な地域で相談できる場所があることや、障がいのある人が相談を受ける側としても活躍することも重要です。

その他、成果目標にも掲げるものとして、障がいのある人の入所施設や病院からの地域移行、精神障がいのある人の地域包括的支援体制の構築、様々な障がいのある人に対応するため必要な機能を備えた地域生活支援拠点の運営に取り組んでいきます。

「生活支援」分野における施策の柱

- (1)相談支援体制の充実
- (2)地域移行を推進するための支援
- (3)日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4)経済的な支援の充実
- (5)人材の確保と資質の向上

（１）相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で孤立することのないように、また障がいの状態等に応じて適切なサービスの利用につなげることができるように、障がいのある人が生活の困りごとを相談できる身近な相談場所と、専門的な相談機関の両方を整備します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
障害者相談支援事業 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	障がいのある人が障がいの種別に関わらず、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援を行うとともに、相談支援に係る関係機関との連絡調整、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催し、障がいのある人の自立と地域生活を支援する。	委託相談支援事業所設置箇所数 10ヶ所 基幹相談支援センター設置箇所数 １ヶ所		
【新規掲載】 発達障害者支援地域協議会の運営 [障害者福祉課]	発達障がいのある障がい児者へのライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行う。また発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。	開催回数 ２回		
発達障害者支援センターの運営 [障害者福祉課]	発達障がいのある障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行い、関係機関との連携を図り支援を行う発達障害者支援センターを運営する。 併せて障がいへの理解促進や関係機関へのコンサルテーション（助言）を行い、地域の支援力の向上や緊密な連携による支援体制の構築を目指す。	センター設置箇所数 １ヶ所 相談件数（延べ） 3,780件 関係機関コンサルテーション（助言）件数 50件 市民および外部機関向け講座開催 27回		
計画相談支援 [障害者福祉課]	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う。	利用者数		
		3,920人	4,095人	4,270人
		相談支援専門員		
		30人	32人	33人
障害児相談支援 [障害者福祉課]	サービスを利用する児童の心身の状況、その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成やサービス事業所等との連絡調整を行う。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計画」の評価を行う。	利用者数		
		1,459人	1,804人	2,150人
		相談支援専門員		
		26人	32人	38人

市の事業	
事業名	事業の概要
民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動 [福祉総務課]	要支援者が地域で生活する上で、民生委員・児童委員が地域の身近な相談窓口となるために、民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等を支援し、また必要な知識・技術の習得のための研修を実施する。
うつ病対策事業 [こころの健康センター]	うつ病への対応や自殺予防等を進めるため、うつ病に関する電話相談を実施する。
障害者相談員設置事業 （身体・知的） [障害者福祉課]	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、障がい当事者等が相談員として相談事業を行うほか、関係機関の事業の協力や、障がいへの理解促進のための活動をする。
精神障害者家族等相談員相談事業 [精神保健福祉課]	精神障がいのある人や家族等が身近な地域で気軽に相談できるように、精神障がいのある人の家族が相談員として活動する事業に対して助成する。
保健所における精神保健福祉相談 [精神保健福祉課]	精神疾患やその治療についての相談指導に応じるとともに、家族問題の調整を図るため、あるいは社会復帰促進及び自立と社会参加促進のため、精神疾患の疑い、アルコール依存症、思春期及び高齢者の精神保健等に関することについて、精神科医又は断酒会相談員による指導・相談を行う（精神科医による相談は予約制）。
【新規実施】 当事者同士による支え合いの推進 [こころの健康センター]	精神障がいのある人同士が身近な地域で支え合うことができるように、講座開催や活動支援を実施する。
難病患者地域支援対策事業 [保健予防課]	難病患者在宅療養支援計画策定評価事業として、専門的な知識を有する人や機関が連携し患者の実情に即した支援方針、支援計画の策定・評価を行う。

（２）地域移行を推進するための支援

障がいのある人が、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるよう、地域生活への移行や、移行後に定着するための支援を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
施設入所支援 ［障害者福祉課］	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護や自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。 ※市内事業所の定員数を超える分の利用者は、市外の施設に入所。	利用者数 586人	580人	574人
		事業所数（定員数） ７ヶ所 （501人）	７ヶ所 （501人）	７ヶ所 （501人）
地域移行支援 ［障害者福祉課］	障害者支援施設、児童福祉施設の入所者及び精神科病院に入院している人を対象とし、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。	利用者数 15人	15人	15人
		事業所数 11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所
地域定着支援 ［障害者福祉課］	居宅において単身で生活している障がいのある人、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象とし、常時連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行う。	利用者数 9人	10人	10人
		事業所数 11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所
【新規実施】 自立生活援助 ［障害者福祉課］	入所施設・グループホームから出て一人暮らしをする障がいのある人等に対し、居宅訪問により生活状況の確認と必要な助言・調整を行う。	利用者数 ３人	３人	３人
		事業所数 ３ヶ所	３ヶ所	３ヶ所
精神障がい者の退院支援体制の確保 ［精神保健福祉課］	精神科病院に入院している医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に専任職員を配置する。	実施箇所数 ３ヶ所	３ヶ所	３ヶ所

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規実施】 精神障がいに対応した地域サポートシステム ［精神保健福祉課］	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される体制を構築する。
精神障害者地域生活体験支援事業 ［精神保健福祉課］	精神科病院に長期入院している精神障がいのある人の地域移行を支援するために、グループホームの居室を利用した短期間の体験宿泊の機会を提供することで、地域生活のイメージづくりや生活能力の評価を行う。
難病患者等介護家族リフレッシュ事業 ［保健予防課］	学校への送迎時や在校時に児童・生徒に付き添う保護者に代わり、医療的ケアを実施する訪問看護師を派遣するなどして、医療的ケアの必要な難病患者等の介護家族の介護負担の軽減を図る。

～精神障がい者の地域生活支援体制整備イメージ～

入院医療中心から地域生活中心へ

◆地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域住民の助けあいが包括的に確保された“精神版”地域サポートシステムの構築（STEP１）をしながら、将来的に静岡型地域包括ケアシステムへの融合（STEP２）を目指す。

◆まず、平成３０年度は精神保健福祉法改正に伴い、措置入院者等が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。

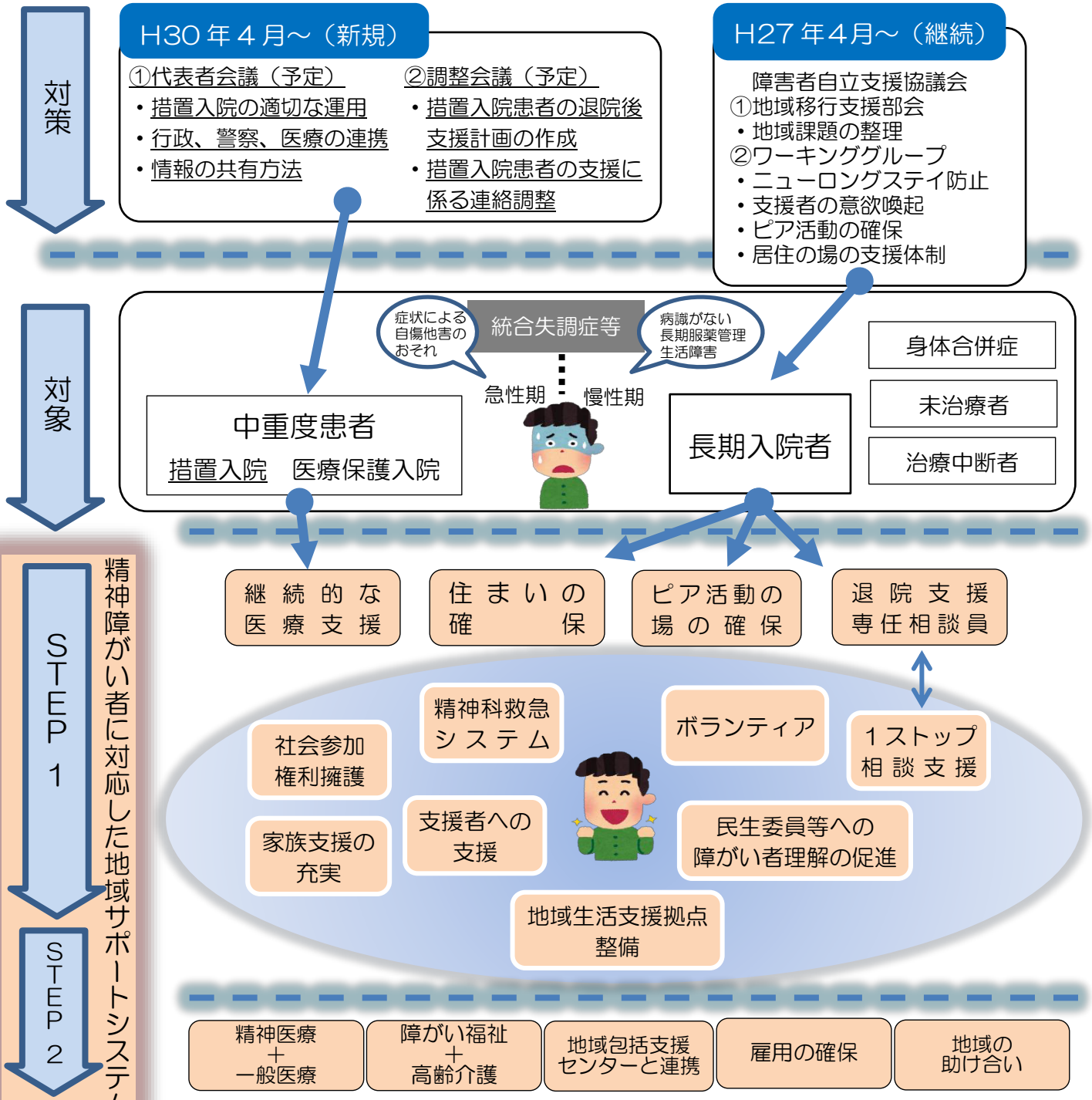

（3）日常生活を支援するためのサービスの充実

障がいのある人の日常生活における困りごとを解消し、自立を支援するための様々なサービスを、障がいのある人の希望のとおりに利用できるよう、サービス提供体制を量と質の両面から充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
居宅介護 [障害者福祉課]	居宅において入浴・排泄等の介護、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助を行う。	利用者数		
		919 人	971人	1,022人
		累計利用時間数／月		
		15,894 時間	17,158 時間	18,422 時間
		事業所数		
		76ヶ所	82ヶ所	88ヶ所
重度訪問介護 [障害者福祉課]	重度の障がい者であって、常時介護を要する者について、居宅にて入浴・排泄等の介護、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助並びに移動中の介護を総合的に行う。	利用者数		
		56人	56人	56人
		累計利用時間数／月		
		12,122 時間	12,122 時間	12,122 時間
		事業所数		
		62ヶ所	62ヶ所	62ヶ所
生活介護 [障害者福祉課]	常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動や生産活動の機会を提供する。	利用者数		
		1,369人	1,391人	1,413人
		累計利用日数／月		
		28,002 日	28,609 日	29,216 日
		事業所数		
		45ヶ所	46ヶ所	47ヶ所
自立訓練 （機能訓練） [障害者福祉課]	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数		
		24人	25人	25人
		累計利用日数／月		
		238日	260日	282日
		事業所数		
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
自立訓練 （生活訓練） [障害者福祉課]	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数		
		37人	37人	37人
		累計利用日数／月		
		448日	448日	448日
		事業所数		
		4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
短期入所 （福祉型） [障害者福祉課]	介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設等において必要な介護等の支援を行う。	利用者数		
		218人	230人	241人
		累計利用日数／月		
		1,010日	1,031日	1,051日
		事業所数		
		21ヶ所	24ヶ所	27ヶ所
短期入所 （医療型） [障害者福祉課]	介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設（医療法に規定する病院）等において必要な介護等の支援を行う。	利用者数		
		76人	76人	76人
		累計利用日数／月		
		282日	282日	282日
		事業所数		
		3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
訪問入浴サービス [障害者福祉課]	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人の入浴支援を行う。	登録利用者数		
		50人	50人	50人
障害支援区分認定等事務 [障害者福祉課]	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」の認定に係る審査判定を行う。 また、適切に審査判定されるよう、審査会委員に対する研修を行う。	対象者数		
		1,573人	1,167人	1,128人
		開催回数		
		75回	59回	58回

市の事業	
事業名	事業の概要
地域生活支援拠点の整備 [障害者福祉課]	障がいのある人の地域生活支援を推進するよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会、専門性、地域の体制作りの５つの機能の強化を図るため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する。
ライフサポート事業 [障害者福祉課]	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び家族の介護力の回復を図る。
補装具の適切かつ継続的な使用に向けた支援 [地域リハビリテーション推進センター]	補装具判定機能の充実と補装具支給後の実態把握を行い、補装具の適切かつ継続的な使用が行えるように、支援体制の充実を図る。
重度身体障害者在宅安心システム [障害者福祉課]	緊急の事態が発生した時に自ら速やかな対応を行うことが困難である者の在宅生活における不安を軽減するために、自宅に①緊急通報 ②火災異常通報 ③ガス漏れ異常通報の通報設備を設置し、契約する警備会社が通報を受信することで緊急事態の把握及びこれに対する速やかな対応を行う。

～「共生型サービス」について～

障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするため、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うため、「共生型サービス」の創設が予定されています。

具体的には、障がい福祉または介護保険のいずれかの制度における指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるようにするものであり、地域の障がいのある人や高齢者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか事業所が判断することになります。

【共生型サービスの対象となるサービス】

<table>
<tr><th></th><th>障害福祉サービス等</th><th></th><th colspan="2">介護保険サービス</th></tr>
<tr><td>訪問系サービス</td><td>居宅介護
重度訪問介護</td><td>⇔</td><td>訪問介護</td><td rowspan="4">（看護）
小規模多機能型居宅介護
（予防を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通所系サービス</td><td>生活介護
自立訓練
児童発達支援
放課後等デイサービス</td><td>⇔</td><td>通所介護
（地域密着型を含む）</td></tr>
<tr><td>生活介護
児童発達支援
放課後等デイサービス</td><td>⇔</td><td>療養通所介護</td></tr>
<tr><td>ショートステイ</td><td>短期入所</td><td>⇔</td><td>短期入所生活介護
（予防を含む）</td></tr>
</table>

～地域生活支援拠点の「面的整備」について～

拠点の機能を「相談支援」「緊急時の受入れ」「体験の機会・場」「専門性」「地域の体制づくり」の５つとし、拠点を中心に委託相談及び特定相談事業所、発達障がいや就労支援等に関する専門相談機関、各種障害福祉サービス事業所をネットワークで結び、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりを進めます。

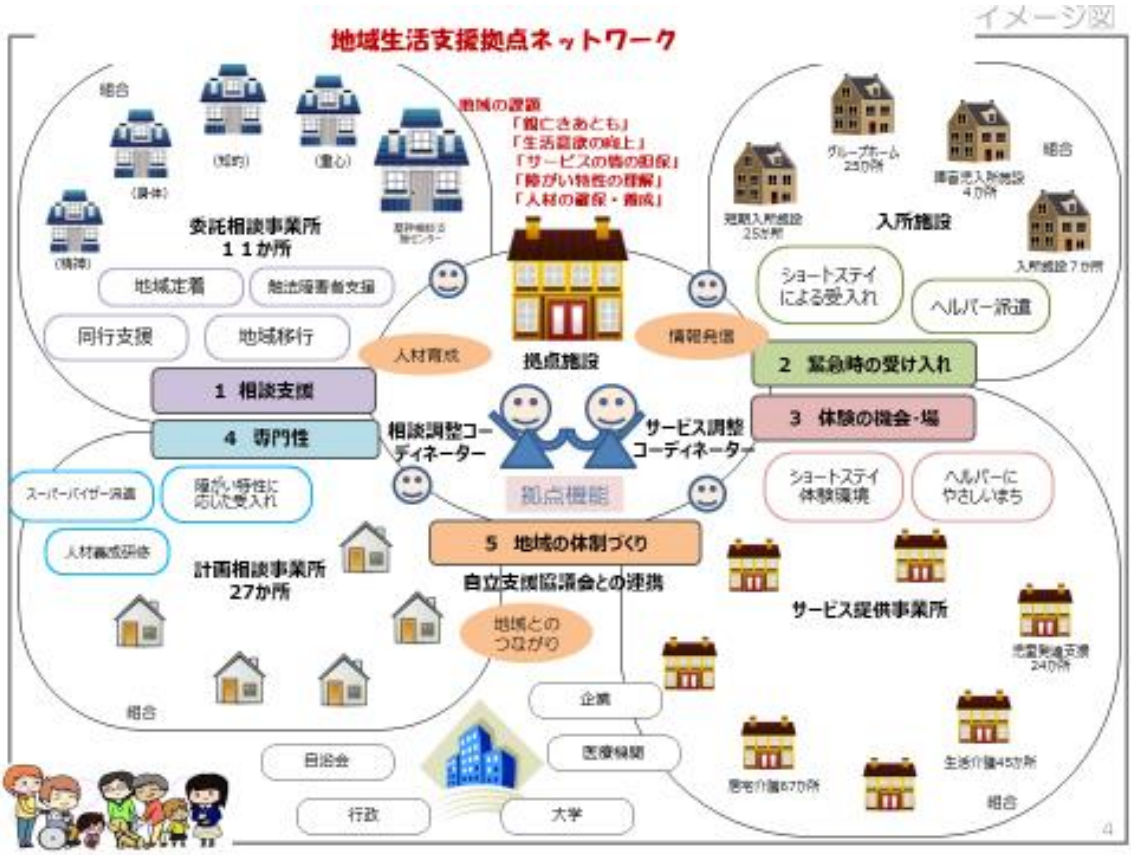

（4）経済的な支援の充実

障がいがあることによって必要な福祉用具の購入は、大きな経済的負担になります。購入費助成等により、経済的負担を軽減します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
日常生活用具費助成事業 [障害者福祉課]	障がいのある人が円滑な日常生活を営めるように、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費を助成する。	支給件数		
		介護・訓練支援用具	60件	
		自立生活支援用具	750件	
		在宅療養等支援用具	160件	
		情報・意思疎通支援用具	220件	
		排泄管理支援用具	14,500件	
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	15件	

市の事業	
事業名	事業の概要
各種手当の給付 [障害者福祉課]	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当）を支給する。
心身障害者扶養共済制度 [障害者福祉課]	障がいのある人の保護者が一定の掛金を納め、保護者が死亡又は重度障がいになったときに、障がいのある人に終身年金を支給する、任意加入制度事業を実施する。
補装具費助成事業 [障害者福祉課]	身体障がいのある人の失われた機能を補い、日常生活を円滑にするため、障がいに適した用具の購入または修理の費用を助成する。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 [障害者福祉課]	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。
重度障害者紙おむつ支給事業 [障害者福祉課]	障がいのある人の経済的な負担を軽減することにより障がいのある人の衛生管理及び自立を図るため、在宅で紙おむつを使用している身体障がいのある人に対し、紙おむつ券を支給する。

（５）人材の確保と資質の向上

障害福祉サービスを利用する人は増加傾向にあり、障がいの多様化により、支援が困難なケースも目立つようになってきています。

福祉人材の不足により、サービスを希望通りに利用できないことがないよう、人材の確保に取り組むとともに、より質の高い支援を提供することができる人材の育成にも取り組みます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
発達障害者家族支援体制整備事業 [障害者福祉課]	発達障がい児者の相談・助言を家族等の立場で行うペアレントメンター等の養成や学校や事業所を訪問し、支援する人の資質向上を図るほか、障がい児者及びその家族の支援を関係機関と連携して行う。	ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数 ６回 学校・事業所等訪問支援 30ヶ所		
重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成 [障害者福祉課]	重症心身障がい児（者）との触れあいの体験や出前講座等により障がい児者への理解促進や障がい児者目線で支援する人材を養成する。	開催回数 9回	9回	9回
【新規掲載】 強度行動障がい者支援施設サポート事業 [障害者福祉課]	強度行動障がいのある人を現に受け入れている入所及び通所施設において、専門家から実践による支援へのアドバイス、サポートを受け、地域における支援技術の向上と入所と通所施設が連携した支援体制を構築する。 第５期計画期間中は支援体制の中心を担うことができる入所施設をモデル施設として集中的にサポートする。	派遣回数（各年度） 通所施設　24回 入所施設　６回		

市の事業	
事業名	事業の概要
難病患者等ヘルパー養成事業 [保健予防課]	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技術を有するホームヘルパーの養成を図るため、厚生労働省が定めるカリキュラムを基本とした研修を実施する。
移動支援事業従事者養成研修 [障害者福祉課]	知的障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出のための支援の担い手を養成する研修を実施する。
【新規実施】 介護職員初任者研修受講就労助成金 [障害者福祉課]	訪問系障害福祉サービス等の需要の増加に伴い、従事する介護職員（ヘルパー）が不足しないよう、介護職員初任者研修の受講に要する費用を助成することで、人材の確保を促進する。

3　医療・保健　～健康を保つ～

障がいは、怪我や病気のように完治することはできませんが、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供することで、障がいの重症化や複雑化、また二次障がいの発症等を予防することができます。

また、身体障がいのうち内部障がいや、精神障がいのある人など、医療が必要不可欠で定期的に受診しなければならない人は、医療費が高額になってしまうことがありますので、医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるための医療費助成等が必要になります。

「医療・保健」分野における施策の柱

- (1)障がいに配慮した地域医療の提供
- (2)リハビリテーション支援の推進
- (3)医療費助成の実施

（１）障がいに配慮した地域医療の提供

障がいがあることにより医療機関にかかることができず、障がいや病気等の状態がさらに悪化してしまう場合があります。

障がいのある人に対しても、障がいのない人と同じように医療が提供されるよう、ニーズに対応した体制を整備します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 [障害者福祉課]	発達障がい児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、国の研修内容を踏まえた研修を実施し、発達障がいへ対応する環境を整備する。	研修実施回数 1回		
療養介護 [障害者福祉課]	医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う。	利用者数 102人	102人	101人
		事業所数（定員数） ２ヶ所 （220人）	２ヶ所 （220人）	２ヶ所 （220人）

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規実施】 静岡市障害者歯科保健センターを拠点とした静岡市障がい者歯科保健推進事業の充実 [健康づくり推進課]	障がいのある人とその家族が、歯と口のことで困ることがなく、住み慣れた地域で健やかに暮らすことができるまちをつくるため、①静岡市障害者歯科保健センターの運営・体制整備・充実、②地域歯科保健・医療体制の整備と充実（地域で診る歯科医療体制の構築と充実、地域で支える健口づくりの推進）に取り組む。

市の事業	
事業名	事業の概要
精神科救急医療体制整備事業 [精神保健福祉課]	休日及び夜間において、緊急に精神科医療を必要とする人が迅速かつ適切な医療及び保護を受けられるようにするため、精神科救急体制を確保する。
難病患者等医療相談事業 [保健予防課]	医療相談会を通じ、難病患者・家族に対し難病専門医等が、特性に応じた医療及び生活への指導を行います

（２）リハビリテーション支援の推進

障がいの症状の再発、重度化、二次障がいの発生等を防止するよう、リハビリテーションの提供体制を充実させます。

市の事業	
事業名	事業の概要
地域リハビリテーションの普及・啓発事業 [地域リハビリテーション推進センター]	地域におけるリハビリテーションを推進し、自立生活を支援するため、講座や講演会の開催、福祉用具の展示や施設見学の実施等の普及・啓発活動を行う。
うつ病に係るリハビリテーション事業 [こころの健康センター]	うつ病・気分障がい等を改善するために、参加者の特性に合わせた通所型集団プログラムやフォローアップを実施する。
回復期リハビリ病棟の運営 [清水病院医事課]	ＡＤＬの向上と社会復帰を目指し、病気やけがの発症早期から集中してリハビリを提供する。
リハビリテーションに係る相談支援事業 [地域リハビリテーション推進センター]	身体や知的に障がいのある人を対象に、障害者手帳、補装具、住宅改修、リハビリ等について、専門職員による個別相談や関係機関との連携を通じた支援を行う。

（３）医療費助成の実施

障がいがあることによって必要な医療に係る費用は、大きな経済的負担になります。医療費助成により、経済的負担を軽減します。

市の事業	
事業名	事業の概要
自立支援医療費の支給 [障害者福祉課] [保健予防課]	身体・精神障がいのある人に対して、障がいの軽減又は改善を図るための治療に要する費用の一部を助成する。
重度心身障害者医療費助成事業 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	重度心身障がいのある人が疾病等により医療機関等で治療した場合の経済的な負担を軽減するために、医療費保険診療に係る自己負担及び訪問基本料を助成する。
精神障害者入院医療助成制度 [精神保健福祉課]	精神障がい者及び家族等の経済的負担を軽減するため、精神科病院に１か月を超えた任意入院又は医療保護入院をした精神障がい者の医療費の一部を助成し、療養の推進を図る。
特定医療費の支給 [保健予防課]	原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が指定した「指定難病」にかかり一定の基準を満たした方に医療費の助成を行う。

４　生活環境　～暮らす・備える～

「生活支援」分野の取組みにより障がいのある人が施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自立した生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。

また、障がいがあっても地域の様々な場所に不自由なく出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につながり、すべての市民にとって暮らしやすい街づくりを目指していきます。

アンケート調査では、障がいのある人の日常生活における悩みとして、「災害時や緊急時の不安」を感じている人が多く、具体的には、「災害が起こったことがすぐに理解できない」、「自力ですぐに避難できない」、「必要な介助や支援、治療等が受けられない」等の意見がありました。

災害が起こってしまった場合に地域で支え合うことができるよう、地域に障がいのある人が生活していることを認識し、日頃から協力体制を作り、災害時の避難誘導や生活支援にあたること（共助）が重要です。障がいのある人も、日頃から近所と顔の見える関係をつくるよう主体的に関わるよう努めなければなりません。

「生活環境」分野における施策の柱

- ⑴地域における住居の確保
- ⑵外出支援の充実
- ⑶まちのユニバーサルデザインの充実
- ⑷防災意識の向上と備えの推進
- ⑸災害時等における支援体制の充実

（１）地域における住居の確保

障がいのある人が入所施設や病院から退所・退院し、地域での生活に移行するためには、障がいのある人が暮らすことができる住居を確保しておかなければなりません。障がいの状況によっては、支援付きの住居である必要があります。

共同生活援助（＝グループホーム）の整備等により、地域に障がいのある人のための住居を確保します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
共同生活援助 [障害者福祉課]	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域の共同生活の場で入浴や排泄、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行う。	利用人数 331人	354人	378人
		事業所数（定員数） 29ヶ所 （349人）	32ヶ所 （365人）	35ヶ所 （391人）
福祉ホーム運営補助 [障害者福祉課]	現に住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある人の自立支援、地域生活を支援する。	実施箇所数 ３ヶ所		

市の事業	
事業名	事業の概要
市営住宅への入居支援 [住宅政策課]	障がいのある人に対する優遇措置の実施や単身入居者の受入により、市営住宅への入居機会の拡大を図る。
【新規実施】 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 [住宅政策課]	民間の既存賃貸住宅の空き家等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅の情報提供や入居への支援を実施する。
身体障害者住宅相談事業 [障害者福祉課]	日常生活を営むのに支障がある身体障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるように住まいを改造するために、相談及び補助金申請の受付を社会福祉協議会へ委託する。
重度身体障害者住宅改造費補助事業 [障害者福祉課]	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、自立して安心して健康で暮らしやすい生活ができるようにするために、住まいを改造する者に対し補助金を交付する。

（２）外出支援の充実

地域で生活していても、ひとりでの移動や行動が難しい場合、様々な社会参加の機会を妨げられてしまいます。

障がいのある人が、地域で様々な社会参加を通して生活の質を向上させることができるよう、外出時の移動等に係る支援を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
同行援護 [障害者福祉課]	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に移動の援護、排泄及び食事の介護、その他外出する際に必要な援助を行う。	利用者数 169人	178人	186人
		累計利用時間数／月 3,172時間	3,414時間	3,655時間
		事業所数 46ヶ所	50ヶ所	53ヶ所
行動援護 [障害者福祉課]	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排泄及び食事の介護、その他行動する際の必要な支援を行う。	利用者数 17人	17人	17人
		累計利用時間数／月 351時間	351時間	351時間
		事業所数 ４ヶ所	４ヶ所	４ヶ所
移動支援事業 [障害者福祉課]	屋外での移動が困難な身体・知的・精神障がいのある人の外出を支援し、自立生活及び社会参加を促進する。	利用者数 688人	716人	744人
		累計利用時間数／月 7,931時間	8,645時間	9,359時間
自動車運転免許取得費補助事業 [障害者福祉課]	身体障がいのある人の自立更生と社会参加促進を図るため、自動車運転免許を取得しようとする身体障がいのある人に対し、運転免許取得に要する費用の一部を助成する。	助成件数 ３件		
自動車改造費補助事業 [障害者福祉課]	身体障がいのある人の自立更生と社会参加促進を図るため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する。	助成件数 ６件		

市の事業	
事業名	事業の概要
心身障害者（車いす用）タクシー利用料金助成事業 [障害者福祉課]	在宅の重度心身障がいのある人の移動手段を確保し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金を助成する。
精神障害者交通費助成事業 [精神保健福祉課]	精神障害者保健福祉手帳所持者の生活圏の拡大による社会参加の促進を図るため、交通費の助成をする。

（3）まちのユニバーサルデザインの充実

バリアフリー（ユニバーサルデザイン）化を促進することは、障がいのある人だけでなく、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進することにつながります。

市の事業	
事業名	事業の概要
福祉のまちづくりの推進 [福祉総務課]	①ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例に基づく都市環境の整備を進める。 ②市内施設のバリアフリーマップ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する啓発等の情報をホームページ「U/Bぷら(ゆびぷら)」で紹介する。
障がいに配慮した歩道の整備 [交通政策課]	障がいのある人の安心・安全な歩行空間を確保するため、放置自転車の指導や撤去を行う。
安全な歩道の整備 [道路計画課] [道路保全課]	障がいのある人等を含めたすべての道路利用者にとっての安全性・快適性の向上のために、歩道の整備を実施する。
鉄道駅と周辺のバリアフリー化の推進 [道路保全課] [市街地整備課] [清水駅周辺整備課]	バリアフリー基本構想に基づき、駅舎、駅自由通路、駅までの道路や建築物等のバリアフリー化を進める。
都市公園のバリアフリー化整備 [公園整備課]	市内にある都市公園のバリアフリー化を図るため、園路及び広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を進める。
バリアフリー法における建築物の整備の促進 [建築指導課]	静岡県福祉のまちづくり条例に適合した施設の割合45%を維持する。
超低床ノンステップバスの導入拡大 [交通政策課]	バスの利便性、安全性等の向上を図り、誰もが安心してバスを利用しやすい環境を整備するために、バス車両の乗車口から降車口まで段差のない、「超低床ノンステップバス車両」を導入する事業者に対し支援を行う。
ユニバーサルデザインの普及 [建築総務課]	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、どなたでも暮らしやすいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進会議及びユニバーサルデザイン出前講座を実施する。
文字情報サインの設置 [市街地整備課] [清水駅周辺整備課]	駅から公共施設までの移動経路を伝えるため、設置位置やデザインに配慮した案内標示を設置し、誰でも理解しやすい情報を提供する。

（4）防災意識の向上と備えの推進

大規模災害が発生した場合など、障がいのある人は特に支援が必要になりますので、前もって十分に備えることで、被害や困難を軽減するよう努めなければなりません。

障がいのある人等「災害時要支援者」の「自助」及び「共助」意識及び体制が充実するよう働きかけを行います。

市の事業	
事業名	事業の概要
地域防災訓練の実施 [危機管理総室]	「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「市民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的に、自主防災組織を主体とした地域防災訓練を実施する。
防災出前講座の開催 [危機管理総室]	本市の被害想定や備えについて啓発するために、各事業所や団体等の申込みにより出前講座を実施する。
住宅用火災報知機取付支援事業 [予防課]	住宅用火災警報器を設置することが困難な方のお宅へ消防局職員が出向し、住宅用火災警報器を設置する。
木造住宅耐震補強事業 [建築指導課]	大規模地震発生による木造住宅倒壊から生命や財産を守るため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震補強工事係る費用の助成を行う。
家具等固定推進事業 [建築指導課]	大規模地震発生による人的被害抑止のため、家具等の転倒防止対策にかかる費用の助成を行う。
障がい福祉施設の消防訓練の指導及び実施 [予防課]	火災時における障がい者の死傷者数を減少させるため、各施設で実施される消防訓練等に消防局職員が出向し、施設利用者及び従業員への火災予防指導を実施する。

（5）災害時等における支援体制の充実

災害時要支援者に対する支援が充実するよう「公助」を強化します。

市の事業	
事業名	事業の概要
避難所における障がいのある人への配慮 [危機管理総室]	車椅子対応の仮設トイレを備蓄する。
災害時要援護者避難支援推進事業 [福祉総務課]	災害時要援護者の支援体制の整備のために災害時要援護者名簿・台帳の作成および地域への提供を行う。
福祉避難所の確保 [福祉総務課]	災害時、指定避難所等での生活において特別な配慮を必要とする市民への災害支援体制の整備のために、福祉避難所の設置及び維持等を行う。
聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業 [障害者福祉課]	聴覚障がいにより同報無線による災害情報等を聞き取ることができない人に対して、FAXによる情報提供を行う。
聴覚障がいのある人のための緊急情報受信事業 [指令課]	聴覚障がい等により音声通話が困難である人が、安心安全に暮らせる社会を実現するために、携帯電話等のWeb機能（NET119）及びファクシミリ（FAX119）を使用して119番通報を行うことができるシステムを提供する。

５　子ども　～育てる・学ぶ～

障がいのある子どもの言葉や身体機能等の発達の遅れを早期に発見し、適切な療育を提供することで、生活する上での不自由を軽減・解消し、将来的な社会的自立を促進することができます。

障がいのある子どものためのサービス提供基盤は整備されてきていますが、重症心身障がいのある児童に対応できる施設は少なく、質の高い児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備が望まれています。

また、医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児が増加しており、保健、医療、福祉、教育、その他の関係機関が連携して必要な支援を提供する体制を構築する必要性が高まっています。

障がいのある子どもが学齢期になると、進学や進路について不安を感じる保護者が多く、特別な教育支援が必要な生徒を把握し、適切な支援を提供できる体制が求められています。

また、特別支援学校や特別支援学級ばかりでなく、保育所やこども園、普通学級にも「発達の気になる児童」等が増えてきており、教員等の障がいに関する専門性の向上や受入態勢の充実等に向けた施策の検討も行っていく必要があります。

「子ども」分野における施策の柱

- (1)障がいの早期発見・早期支援
- (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3)学校教育における障がい児の支援

（１）障がいの早期発見・早期支援

障がいを早期に発見し、適切に訓練等を行うことができれば、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながる場合があります。

障がいの早期発見と、療育の提供の体制を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
児童発達支援 [障害者福祉課]	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数 304人	344人	384人
		累計利用日数／月 2,825日	3,088日	3,350日
		事業所数 30ヶ所	36ヶ所	41ヶ所
医療型児童発達支援 [障害者福祉課]	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と治療を行う。 ※市内及び近隣市町に医療型児童発達支援を実施する事業所がなく、また支給決定を受けいている人もいないため、活動目標を定めていない。	利用者数 ―	―	―
		累計利用日数／月 ―	―	―
		事業所数 ―	―	―
放課後等デイサービス [障害者福祉課]	就学している児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行う。	利用者数 1,330人	1,518人	1,705人
		累計利用日数／月 17,840日	20,362日	22,870日
		事業所数 95ヶ所	111ヶ所	125ヶ所
保育所等訪問支援 [障害者福祉課]	障がい児支援に関する知識及び指導経験がある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な指導を行う。	利用者数 14人	17人	19人
		累計利用日数／月 14日	17日	19日
		事業所数 1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
【新規実施】 居宅訪問型児童発達支援 [障害者福祉課]	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う。	利用者数 10人	10人	10人
		累計利用日数／月 10日	10日	10日
		事業所数 １ヶ所	１ヶ所	１ヶ所

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
福祉型障害児入所支援 [児童相談所] [障害者福祉課]	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う。 ※市内事業所の定員数を超える分の利用者は、市外の施設に入所。	利用者数 31人	31人	31人
		事業所数（定員数） 1ヶ所 （20人）	1ヶ所 （20人）	1ヶ所 （20人）
医療型障害児入所支援 [児童相談所] [障害者福祉課]	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。 ※療養介護と共用の220床分を含む。	利用者数 27人	27人	27人
		事業所数（定員数） 3ヶ所 （280人）	3ヶ所 （280人）	3ヶ所 （280人）

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規実施】 １歳6か月児健診と連携した早期支援体制づくり [子ども家庭課] [障害者福祉課]	１歳6か月児健診を通じて、発達が気になる子を見極め、あそびを通じて発達を促す親子教室につなげる。 また、引き続き支援が必要な子は、次の支援教室につなげ、乳幼児期における切れ目ない支援体制をつくる。
児童相談所の運営 [児童相談所]	児童福祉司等の専門職員が、障がいのある児童の療育や入所等の相談に対応する。
障がい児保育事業 [こども園課]	子ども達が、障がいの有無に関わらず、共に育ちあうために集団保育を実施する。 また、専門家による巡回指導や、保育教諭を対象とした専門知識・保育技術の向上のために研修を行う。
障がい児保育助成事業 [幼保支援課]	私立園における障がい児の受け入れを促進するとともに、当該児童に対する保育を円滑に実施するために、民間保育所等補助金「障害児保育に係る職員の支援を行う事業」において、障がい児等の受入に係る職員配置等に要する経費について、対象児を受け入れている私立園に対し補助を行う。
母子保健事業 [子ども家庭課]	保健福祉センターや委託医療機関で、疾病や発達障がい等の早期発見のため、乳幼児健康診査を行う。 また、専門相談、事後フォロー教室及び親支援事業につなげることにより、子どもの発達や育児への不安に対応する。
幼児言語指導事業 [学校教育課]	言語に遅れのある幼児の構音障がいなどの改善・言語発達促進のために、言語指導・園訪問・教室参観会の実施、保護者会の開催、言語相談の実施、移行支援関係書類の作成、関係機関との連絡会を行う。
放課後児童クラブにおける職員加配 [子ども未来課]	放課後児童クラブにおける障がい児受入を促進するため、受入に必要な放課後児童支援員等の加配を実施する。
レスパイト事業補助 [障害者福祉課]	重症心身障がい児の家族が安心して子どもを託せる場を確保するために、放課後等の預かりを実施する団体に対して補助金を交付する。
母子療育訓練センターの運営 [障害者福祉課]	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育、訓練や指導等を実施する「静岡市清水うみのこセンター」を運営する。
児童発達支援センターにおける親子教室の実施 [障害者福祉課]	「静岡市心身障害児福祉センターいこいの家」において、こども園等の集団に入る前で、発達が心配な子どもを対象に、親子教室を開催する。

～１歳６か月児健診と連携した早期支援体制のイメージ～

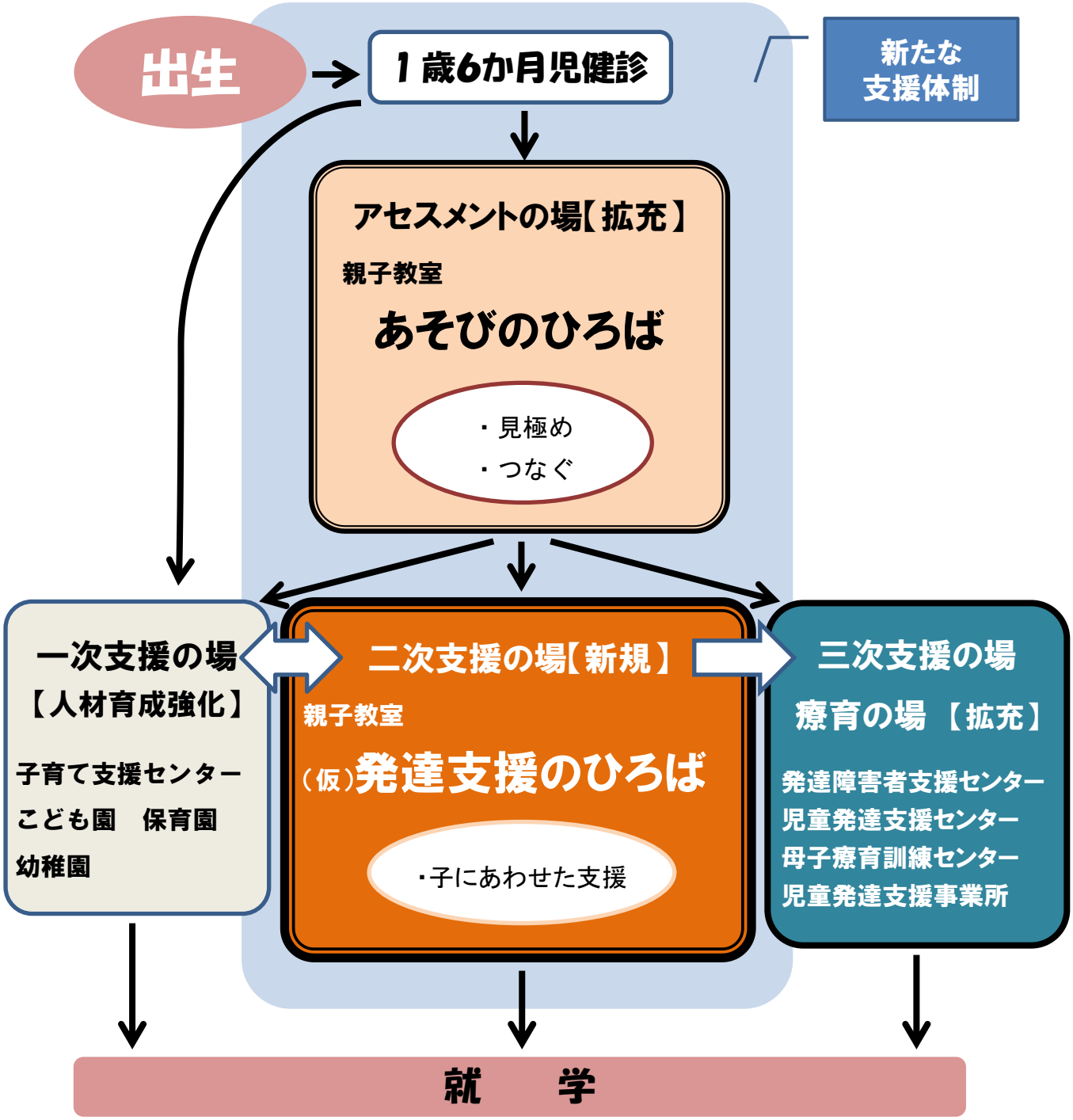

【アセスメントの場】
　発達障がいが疑われる子のアセスメント　＋　次の支援へのつなぎ

一次支援：日常生活水準の支援
二次支援：発達障がいが疑われる症状への対応を支援　＋　次の支援へのつなぎ
三次支援：発達障がいのある子への専門的な支援や保育

（２）医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

医療技術の発展に伴い、常に医療的ケアを必要としながらも、地域で生活する障がいのある児童が増えてきています。

医療的ケア児のニーズに対応するための体制の整備について検討を行っていきます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
【新規実施】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 [障害者福祉課]	医療的ケアを必要とする障がい児に対し、必要なサービスが利用できるよう、関係する事業所等との間の調整、情報提供、研修を実施する。	配置人数 ２人		
【新規実施】 医療的ケア児支援協議会 [障害者福祉課]	医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働する体制を整備するための協議会を設置する。	平成30年度中に設置		

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規掲載】 福祉型児童発達支援センターでの医療的ケア児の受入れ [障害者福祉課]	看護師等を手厚く配置することにより、医療的ケアが必要な児童の通園にも対応する。

（３）学校教育における障がい児の支援

障がいがあることによって、障がいのない子どもと同じように学校に通うことができなかったり、進学や進路選択で特に困難を感じたりすることがあります。

障がいがあっても教育を受ける権利が保障されるよう、学びの環境を整備します。

市の事業	
事業名	事業の概要
障がいのある児童生徒への就学支援 [学校教育課]	障がいのある幼児・児童・生徒の適正な就学先決定のために、医学・教育学・心理学などの専門家による就学支援委員会において、障がいのある幼児・児童・生徒の審議を行う。
特別支援教育推進事業 [学校教育課]	適正な就学につなげる相談や支援のために、依頼に基づき認定こども園・幼稚園・保育所・障害児施設・小、中学校などに特別支援相談員等が訪問し、対象児の観察と検査、保護者や職員との面談を実施する。
特別支援教育研修会の開催 [学校教育課]	通常学級、特別支援学級、通級指導教室の担当教諭を対象に、特別支援教育の理解啓発、専門性の向上を図り、各園・学校の特別支援教育を推進する人材を育成するため、特別支援教育に関する研修会を計画実施する。
特別支援教育進路指導協議会による進路指導 [学校教育課]	市立中学校特別支援学級及び国立並びに県立知的特別支援学校の生徒に対し、適正な進路及び就職後の指導をすると同時に、雇用者相互の協力と地域社会の特別支援教育に対する認識を深めるために、進路懇談会・進路合同説明会・卒業生激励会の開催、機関誌の発行等を行う。

市の事業	
事業名	事業の概要
特別支援教育就学奨励費補助金交付事業 [学事課]	小・中学校の特別支援学級等への就学の事情を考慮し、学校給食費、学用品・通学用品購入費、修学旅行費、通学費、校外活動費等に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
【新規掲載】 特別支援連携協議会の運営 [学校教育課] [障害者福祉課] [子ども未来課]	特別な支援を必要とする生徒に対して、総合的な相談及び支援を行うため、連携のあり方や各機関の役割等について協議する。 地域で一貫した相談及び支援体制を構築するため、部会を設け、各発達段階における連携について協議する。

～特別支援連携協議会について～

協議会は、以下の３つの部会により構成される。

（１）早期支援部会　（主に０歳から６歳までを対象とする。）
障がいのある乳幼児の相談・支援や連携について協議する。

（２）教育支援部会　（主に６歳から 15 歳までを対象とする。）
障がいのある児童生徒の相談・支援や連携、合理的配慮について協議する。

（３）自立支援部会　（主に 15 歳以上の生徒及び学生を対象とする。）
障がい者の自立および進路に関わる相談・支援や連携について協議する。

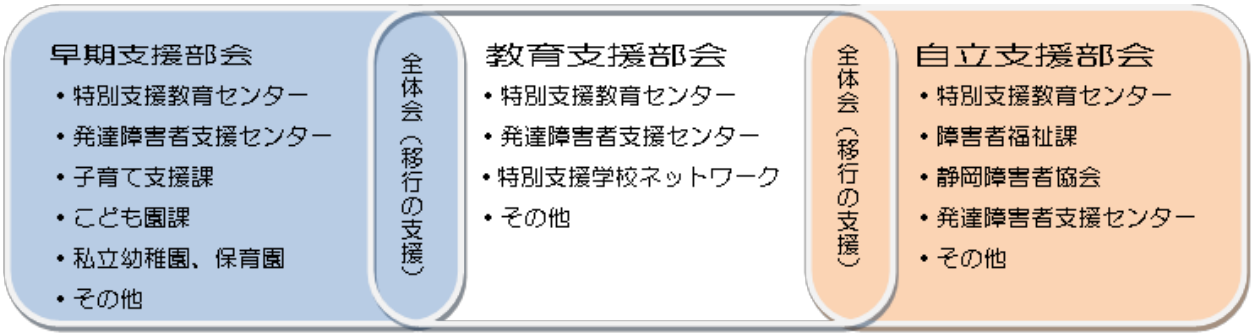

各部会の支援の谷間を「全体会」によってつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

６　雇用・就労　～働く～

成果目標にも掲げるとおり、障がいのある人が一般就労できるように支援していくことが求められています。アンケート調査では、障がいのある人で就労しているのは全体の３割程度という結果でした。就労することができても職場での人間関係等が理由で離職してしまう人も多く、就労した後の定着についても支援が必要です

就労することは、障がいのある人が経済的に自立するためだけではなく、社会参加の手段のひとつでもあるため、必ずしも一般就労ということではなく、障がいの状態等に応じて働き方を選択できるよう、福祉的就労等の多様な就労の場を確保することも必要です。

また、福祉的就労を選択したとしても、できるだけ経済的な自立を目指すことができるよう、工賃向上の支援にも取り組みます。

「雇用・就労」分野における施策の柱

- ⑴就労につなげ、支える支援の充実
- ⑵障がいの状況に応じた就労の場の確保
- ⑶福祉的就労における工賃向上の支援

（１）就労につなげ、支える支援の充実

障がいがあることによって就労が困難であったり、就労しても職場に定着することができず離職してしまったりすることがあります。

障がいのある人の社会参加と自立支援のため、就労を支援する施策を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
就労移行支援 [障害者福祉課]	就労を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 203人	215人	227人
		累計利用日数／月 3,865日	4,220日	4,574日
		事業所数 17ヶ所	18ヶ所	18ヶ所
【新規実施】 就労定着支援 [障害者福祉課]	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に対し、企業や関係機関等との間で就労定着に向けた支援を行う。 ※就労移行支援の支給期間が最長２年間であることを鑑みて、就労移行支援を利用して就職した人が全員就労定着支援を利用すると仮定して就労移行支援の支給決定を受けている人数から算出。	利用者数 71人	139人	191人
		累計利用日数／月 71日	139日	191日
		事業所数 3ヶ所	4ヶ所	5ヶ所

市の事業	
事業名	事業の概要
就職面接会の開催 [商業労政課]	市内企業の障害者法定雇用率向上を目指すとともに、障がい者雇用に対する理解を深めるために、企業と就職を希望する障がいのある方とが一堂に会し、情報交換・個別面接を行う場を提供する。
【新規掲載】 精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座 [商業労政課]	精神・発達障がいに関する正しい理解の浸透を図り、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりを促進するために、企業で働く一般の従業員を主な対象として、精神・発達障がいの特性や、共に働く上でのポイント等、基礎的な知識や情報を得る機会を提供し、職場における応援者（しごとサポーター）を養成する。
障がいのある学生のインターンシップの受入 [障害者福祉課　等]	障がいのある学生に対してインターンシップの機会を提供し、就労意欲の向上を図る。
静岡市役所での障がい者雇用 [人事課] [教育総務課] [水道総務課]	障がいのある人の就労を促進するため静岡市役所における障がい者雇用を促進し、法定雇用率の達成を目指す。
静岡市ワークステーションの設置 [障害者福祉課]	静岡市役所内の軽作業等を切り出し、障がいのある職員に集約して担当させるワークステーションを設置し、法定雇用率の達成を目指すとともに、一般企業等への就労を支援する。

（２）障がいの状況に応じた就労の場の確保

一般企業等での就労が困難であっても、働くことを希望する人に対しては、就労の機会を提供することが社会参加や自己実現につながります。

障がいの状況に応じて、障がいのある人が働きやすい職場を選択できるよう、福祉的就労の場等を確保します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
就労継続支援Ａ型 [障害者福祉課]	通常の事業所で働くことが困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 519人	564人	609人
		累計利用日数／月 10,940日	11,889日	12,837日
		事業所数 29ヶ所	31ヶ所	33ヶ所
就労継続支援Ｂ型 [障害者福祉課]	通常の事業所で働くことが困難な人に対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 1,129人	1,168人	1,207人
		累計利用日数／月 21,563日	22,308日	23,052日
		事業所数 65ヶ所	67ヶ所	69ヶ所
盲人ホーム運営補助 [障害者福祉課]	あん摩マッサージ指圧免許等を有する視覚障がいのある人で就労が困難な方に必要な技術指導を行い、自立を支援する施設に運営費を補助する。	実施箇所数 1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		利用者数 5人	5人	5人

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規掲載】 「農・福 連携」の推進 [農業政策課] [農地利用課] [農業委員会事務局]	障がいのある人を農業従事者として雇用することで、社会参加や自立を促進するよう、「農・福 連携」に関わる事業者に対して、農地の貸借手続きや、各種支援制度の紹介、関連情報の提供等を支援する。

（３）福祉的就労における工賃向上の支援

福祉的就労によって得られる収入（＝工賃）は少額であり、経済的に自立することができる障がいのある人は少ない状況です。

障がいのある人が経済的に自立できるよう、障害者就労施設からの業務調達を推進すること等により、工賃の向上を図ります。

市の事業	
事業名	事業の概要
障がい者就労施設等からの優先調達の促進 [障害者福祉課]	障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を定め、障害者就労施設からの積極的な調達を行う。
福祉ショップ運営事業費補助 [障害者福祉課]	授産製品の利用を推進し、障がいのある人の工賃を向上させるため、授産製品を販売する福祉ショップの運営を補助する。
公共施設等を活用した自主製品の販売支援 [障害者福祉課]	市庁舎に授産製品の販売所を設置し、障がいのある人の工賃向上、就労意欲の高揚を図る。

7　文化活動・市民生活　～楽しむ・参加する～

障がいのある人の生活上の困難を解消するばかりでなく、障がいのある人も芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことが望ましく、活動機会を充実させていく必要があります。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したこともあり、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加に対する注目が高まってきています。

また、障がいのある人に対しても利便性の高い行政サービスを提供できるよう、行政は積極的に社会的障壁の除去に取り組まなければなりません。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

- ⑴文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- ⑵生涯を通じた多様な学習機会の提供
- ⑶行政におけるアクセシビリティの向上

（１）文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進

文化活動やスポーツ活動は、社会参加する手段のひとつですが、障がいがあることによって、参加する機会を得られないでいる場合があります。

障がいがあっても参加しやすい配慮や、障がいのある人のための文化・スポーツ活動の機会を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
スポーツ教室開催事業 [障害者福祉課]	スポーツを通じて社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の自立した社会生活を支援する。	開催回数 ４回		
		参加者数 120人	140人	160人
スポーツ大会開催事業 [障害者福祉課]		開催回数 １回		
		参加者数 150人	160人	170人
障害者スポーツフェスティバル事業 [障害者福祉課]		開催回数 １回		
		参加者数 1,050人	1,100人	1,150人
精神障害者スポーツ交流強化事業 [精神保健福祉課]		開催回数 ５回 参加者数 500人		
日中一時支援事業 [障害者福祉課]	創作的活動等の機会の提供や介護をしている家族の一時的な休息のため、日中の一時的な見守りその他の支援に要する費用の一部を助成する。	利用者数 144人	136人	127人

市の事業	
事業名	事業の概要
【新規実施】 市民参加型舞台公演事業 [文化振興課]	文化芸術活動への市民の参加意欲を育成・支援し、「市民が主役」の当該プロジェクトを推進していく中で、当該分野への障がい者の参加を促し、あらゆる人々が文化芸術活動に参加できる環境の整備を推進するため、市民参加型舞台公演事業を実施する。
【新規実施】 オーケストラ事業 学校訪問コンサート [文化振興課]	子どものうちから音楽に親しむ機会を設けることで理解及び関心を高め、青少年の情操教育・次世代育成に資するとともに、障がいの有無に関わらず、より多くの子どもたちが生演奏を気軽に鑑賞することができる機会を提供するため、オーケストラが市内公立小・中学校及び特別支援学校を訪問する学校訪問コンサートを開催する。
【新規実施】 徳川記念 世界囲碁まつりイン静岡 [文化振興課]	視覚特別支援学校に通う児童・生徒の構想力、思考力、集中力、変化への適応力、忍耐力、人と深くつながる力などを養うため、また健常者や海外の視覚障がいのある人との交流を深めるために、平成３０年２月に開催予定の「徳川記念 世界囲碁まつりイン静岡（主催：同実行委員会）」の中で、視覚特別支援学校の生徒による大会（入門講座）を開催する。
全国障がい者スポーツ大会への派遣 [障害者福祉課]	全国障がい者スポーツ大会の選手選考会として、静岡県わかふじスポーツ大会を実施し、障がい者にスポーツの楽しさの体験機会の場を提供するとともに、社会参加を促進する。 全国障害者スポーツ大会にむけて、静岡市選手団を編成・派遣し、スポーツを通じて、障がいのある人の活躍や社会参加を促進する。
障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施 [スポーツ振興課]	障がい者スポーツへの理解の促進を図るために、障がい者スポーツのイベント・教室の情報や競技の様子を市ホームページへ掲載する。また、スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設ける。
市営スポーツ施設の使用料の減免 [スポーツ振興課]	障がいのある人の体力の向上及び心身のリフレッシュにつなげるために、スポーツ施設の使用料を減免する。

（2）生涯を通じた多様な学習機会の提供

文化活動やスポーツ活動と同じく、生涯を通じた学習活動についても、障がいがあっても参加しやすい配慮や、機会の充実を図ります。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
地域活動支援センター [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	障がいのある人に日中活動の場を提供し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する等の支援を行います。	実施箇所数 ５ヶ所 実利用者数 386人		

市の事業	
事業名	事業の概要
生涯学習施設における障がいのある人を対象とした講座の実施 [生涯学習推進課]	障がいのある人に対して学習機会を提供するため、生涯学習施設において講座を開催する。
健康づくりに関する講座の開催 [健康づくり推進課]	生涯を通じた健康づくりを推進するために、生活習慣病の予防、健康増進について講座を実施し、正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取組みを促進する。
【新規掲載】 身体障害者福祉センターの運営 [障害者福祉課]	在宅の身体障がい者を対象に、機能訓練及び教養の向上に係る講座や交流促進のためのレクリエーションの開催や、地域交流事業への協力等を行う「静岡市清水みなとふれあいセンター」を運営する。

（3）行政におけるアクセシビリティの向上

行政の事務や、行政から発信する情報は、市民生活にとって特に関係が深く、重要であるといえます。

また、合理的配慮の提供に行政主導で積極的に取り組んでいくため、情報発信や選挙、採用試験等においてアクセシビリティの向上を図ります。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
点字・声の広報等の発行 [障害者福祉課 等]	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙を発行し、障がいのある人が地域で生活する上で必要な情報を提供する。	発行種類 11種類	12種類	13種類
		累計発行回数 52回	53回	54回

市の事業	
事業名	事業の概要
ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの提供 [広報課]	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティに準じた機能を維持し、利用者に提供する。
視覚障がいのある人への音訳資料の提供の推進 [中央図書館]	視覚障がいのある人のために音訳図書を制作・提供する。 また、音訳ボランティアの育成研修を実施する。
【新規掲載】 ふれあい収集の実施 [収集業務課]	障がい者等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行う。
公職選挙における障がいのある人への配慮 [選挙管理委員会事務局]	点字による候補者名簿等の投票所への配置、音声版選挙公報の作成及び配付並びに点字版選挙公報の配付、原則１階に投票所を開設、投票のための点字器の配置、低床の記載台の配置、段差解消のための仮設スロープの設置等を行う。
静岡市職員採用試験制度における障がいのある人への配慮 [人事委員会事務局]	雇用促進を目的に実施する障がい者を対象とする職員採用選考において、受験申込みの際に受験に影響のある障がいの状況（点字問題による受験希望や補装具の使用希望の有無等）を確認することで、それに応じた配慮を実施する。

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

○　障害福祉サービス等を提供する事業所数・定員数の「平成29年３月時点での状況」及び「本計画期間中のサービス利用の増加に伴い平成32年度までに新たに必要になる量」は以下のとおり。

サービス種別			H29.3時点			H32末まで	
			葵区	駿河区	清水区	新規	合計
訪問系	居宅介護	事業所数	26	20	18	24	88
	重度訪問介護	事業所数	25	19	18	0	62
	行動援護	事業所数	1	3	0	0	4
	同行援護	事業所数	18	9	12	14	53
	重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	事業所数	19	11	12	5	47
		定員数	565	244	454	100	1,363
	自立訓練（機能訓練）	事業所数	1	0	0	0	1
		定員数	20	0	0	0	20
	自立訓練（生活訓練）	事業所数	2	1	1	0	4
		定員数	30	6	12	0	48
	就労移行支援	事業所数	7	3	5	3	18
		定員数	140	24	60	60	284
	就労継続支援A型	事業所数	8	6	9	10	33
		定員数	160	109	142	200	611
	就労継続支援B型	事業所数	17	18	24	10	69
		定員数	326	392	437	200	1,355
	就労定着支援	事業所数				5	5
		定員数				200	200
	療養介護	事業所数	2	0	0	0	2
		定員数	(220)	0	0	0	(220)
	短期入所（福祉型）	事業所数	6	5	5	11	27
		定員数	23	6	11	22	62
	短期入所（医療型）	事業所数	2	1	0	0	3
		定員数	10	－	0	0	10
居住系	自立生活援助	事業所数				3	3
	共同生活援助	事業所数	11	9	5	10	35
		定員数	161	76	66	88	391
	施設入所支援	事業所数	4	1	2	0	7
		定員数	213	60	228	0	501

※　療養介護及び医療型障害児入所支援の葵区 220 床は、利用希望者の状況に応じて流動的に定員数の中で受入れを行っている。

サービス種別			H29.3時点			H32末まで	
			葵区	駿河区	清水区	新規	合計
相談支援	計画相談支援	事業所数 (相談支援専門員数)	12	8	6	7	33
	地域移行支援	事業所数	4	4	3	0	11
	地域定着支援	事業所数	4	4	3	0	11
障害児通所支援等	児童発達支援	事業所数	14	3	3	21	41
		定員数	100	30	20	250	400
	放課後等デイサービス	事業所数	31	21	18	55	125
		定員数	265	190	175	550	1,180
	保育所等訪問支援	事業所数	1	0	0	1	2
	居宅訪問型児童発達支援	事業所数				1	1
	福祉型障害児入所施設	事業所数	1	0	0	0	1
		定員数	20	0	0	0	20
	医療型障害児入所施設	事業所数	2	1	0	0	3
		定員数	(220)	60	0	0	(280)
	障害児相談支援	事業所数 (相談支援専門員数)	9	4	5	20	38

※　計画相談支援及び障害児相談支援の事業所数（相談支援専門員数）は、専門員１人あたりの計画作成件数を、計画相談支援で約140件、障害児相談支援で約55件として算出している。

市の事業	
事業名	事業の概要
社会福祉施設等施設整備補助 ［障害者福祉課］	障害福祉サービス事業所等の施設整備に係る費用を助成し、上記計画に基づく施設整備を促進するとともに、施設利用者の福祉の向上を図る。

～社会福祉施設等施設整備補助　活用の方針～

本補助制度を活用し、積極的に施設整備を行うサービスは以下のものとする。

○　共同生活援助　－　創設及び消防設備等、必要な整備を行うもの
○　短期入所　－　空床型以外のもの
○　生活介護　－　重度の障がい者に対応可能な設備を有するもの
○　児童発達支援　－　重度の障がい者に対応可能な設備を有するもの

～「生涯活躍のまち静岡ビジョン－駿河『共生』地区」に係る施設整備～

静岡型地域包括ケアシステムの構築、地域の高齢者全体の健康寿命の延伸、子ども・若者支援、共生社会の実現等の福祉施策の目的を達成することで、移住促進や近隣の人口増による市街地及びその経済の活性化を図ることが目指されている。

静岡市駿河区の区役所周辺地区を「駿河『共生』地区」と位置づけ、駿河区中央子育て支援センターに隣接して、障がいが重度の方にも対応できる児童発達支援センター（平成31年度開設予定）等を誘致することで、子育て支援の中枢でありモデルとなる地区を整備していく。

今後検討が必要な個別課題

本計画の策定にあたり、障がい者福祉関係者との意見交換やパブリックコメントを行う中で、本市障がい者福祉行政における課題として次のような意見が多数挙げられました。

これらの個別課題については、その内容に応じて静岡市施策推進協議会を中心とする会議体で検討状況の進捗管理及び課題に関する協議を行うなどして本計画期間を通じて継続的に取り組み、対応策の具体的な事業化を目指すなど、解決を図っていきます。

計画相談支援・障害児相談支援の充実

▶　計画相談支援（障害児相談支援）は、実施する事業所が少なく、利用者やその保護者が自ら計画を作成する「セルフプラン」のケースも多く、また相談支援専門員１人あたりが担当する障がい者の数が多いことも課題となっている。

▶　要因としては、計画相談支援の報酬単価が低く経営が困難であることや、資格の取得要件が厳しく成り手がいないこと等が考えられる。

▶　計画相談支援事業の運営を持続可能なものにするにどうすればよいか、実施する事業者を増やしていくにはどうすればよいか、検討していく必要がある。

短期入所事業所の充実

▶　短期入所は実施する事業者が少なく、また帰宅することができず、短期入所を長期間に渡って利用し続ける（ロング・ショートステイ）などのケースもあり、施設は常に満床で、緊急時・使いたいときに使えないといった課題が発生している。

▶　実施する事業者を増やしていくにはどうすればよいか、検討していく必要がある。

移動支援事業の利便性の向上

▶　移動支援事業は様々な外出の場面・場合においてニーズがあるが、利用にあたっての様々な条件があり、より柔軟な制度の在り方が求められている。

▶　障がい者の地域での生活をより豊かなものにするため、どのような移動支援事業が必要とされているのか、検討していく必要がある。

新規サービスの提供体制の円滑な整備

▶　平成 30 年度から、「就労定着支援」「自立生活援助」「居宅訪問型児童発達支援」の３つのサービスが新設される。

▶　いずれも早急に実施事業者を確保し、需給バランスの調整を図るとともに、適正なサービスの在り方について検討していく必要がある。

障がい者の「親亡き後」の支援

▶　地域で生活している障がい者の家族では、「8050 問題」、「老障介護」といった言葉で表される、高齢の親が障がいのある子どもを介護しているケースが多くなっており、「親亡き後」の障がい者の生活を不安に思う声が高まっている。

▶　どうすれば障がい者が地域で自立した生活を送ることができる「地域共生社会」を実現することができるか、検討していく必要がある。

PDCAサイクルによる計画の推進

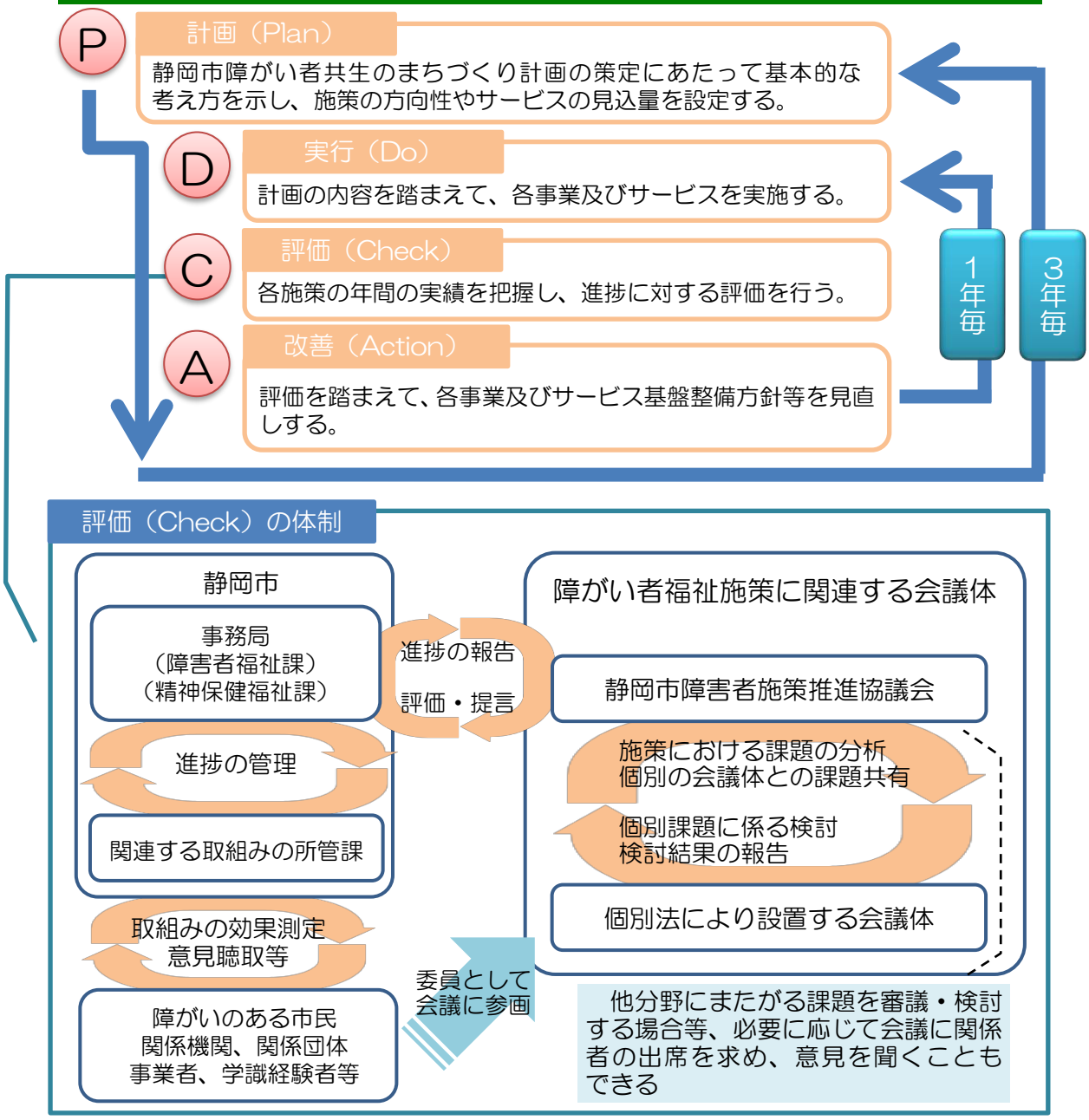

障がい者福祉施策に関係する会議体

会議体の名称		根拠法令	役割
静岡市障害者施策推進協議会		障害者基本法	(1) 障がい者計画の策定にあたり意見を述べること (2) 障がい者に係る施策の推進について、①必要な事項を調査・審議すること及び②施策の実施状況を監視すること (3) 関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること
個別法により設置する会議体	静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会 ﾍﾙﾊﾟｰ人材確保ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（H28～） 強度行動障がいﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（H27～） 地域生活支援拠点ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（H28～） 権利擁護・虐待防止部会 就労支援部会 相談支援事業評価部会 地域移行支援部会	障害者総合支援法	地域における障がい者等への支援体制について、①課題を共有すること及び②地域の実情に応じた体制の整備について協議すること ※　協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組みが必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。 プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。
	静岡市障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、①必要な情報交換を行うこと、②相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び③関係機関で差別解消に関する取組みを行うこと
	静岡市発達障害者支援地域協議会 ↕ 緊密に連携 特別支援連携協議会	発達障害者支援法	発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと
	医療的ケア児支援協議会	児童福祉法	日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと

ヘルプマーク

このマークは、外見から分からなくても周囲からの配慮を必要としている人が身に着けるものです。

電車やバスで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

発行：静岡市　障害者福祉課・精神保健福祉課
平成 30 年　月

（障害者福祉課）　〒420-8602
静岡市葵区追手町５番１号
TEL　054-221-1197
FAX　054-221-1494
E-mail　shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp

（精神保健福祉課）　〒420-0846
静岡市葵区城東町 24 番１号
TEL　054-249-3179
FAX　054-249-3149
E-mail　seishinhoken@city.shizuoka.lg.jp